

6月定例教育委員会 付議案件表

◎教育長報告

◎議案

番号	案件名	課名
議案第5号	6月補正予算について	各課
議案第6号	公民館運営審議会委員の委嘱について	文化・スポーツ推進課
議案第7号	社会教育委員委嘱について	〃
議案第8号	図書館協議会委員の委嘱について	〃

◎協議事項

番号	案件名	課名
—	令和4年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について	各課

◎報告事項

番号	案件名	課名
報告第14号	令和5年度直方市教育委員会学校訪問実施要項について	学校教育課
報告第15号	直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付要綱	こども育成課
報告第16号	令和5年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱	〃
報告第17号	令和5年度直方市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱	〃
報告第18号	直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
報告第19号	直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
報告第20号	直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
報告第21号	給食費の支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について	教育総務課

◎その他

- ・7月行事について（学校教育課 当日配布）
- ・学校給食費無償化について
- ・会議録署名委員の指名について

教育委員会行事報告

令和5年5月10日～令和5年6月13日

5月	10	水	直方市保幼小中高連携推進協議会第1回運営委員会		
	11	木	第2回第5地区教科書採択協議会		
	12	金			
	13	土			
	14	日			
	15	月			
	16	火		臨時議会	
	17	水		臨時議会	
	18	木			
	19	金	定例教育長会、北九州地区市町教育委員会連絡協議会役員会		
	20	土	直方文化連盟総会		
	21	日	体育会視察（全中学校）		
	22	月	直方税務署管内租税教育推進協議会定期総会（オンライン）		
	23	火			
	24	水			
	25	木	北九州地区市町教育委員会連絡協議会総会・研修会		
	26	金	全小中学校へ詩集（東井義雄）寄贈		
	27	土	運動会視察（上頓野・福地・中泉・東・南）		
	28	日	運動会視察（新入）		
	29	月	教育活動評価表に係る教育長面談		
	30	火	教育活動評価表に係る教育長面談、学力向上検証委員会		
	31	水	直方市防災会議、直方市保育協会総会		
	6月	1	木	定例校長会議	
		2	金	教育活動評価表に係る教育長面談、さすまた贈呈式	
		3	土		
		4	日	直方文化連盟「文連のつどい」	
		5	月		
		6	火		
		7	水		
		8	木	北九州教育事務所学校訪問（下境小学校）	
		9	金		
10		土			
11		日			
12		月	北九州教育事務所学校訪問（直方第一中学校）		
13		火	定例教育委員会、直方市人権教育推進研修会研究課題学習会総会		

教育委員会行事予定

令和5年6月14日～令和5年7月11日

6月	14	水	
	15	木	直方市小教研総会
	16	金	北九州地区小学校長会研修会
	17	土	
	18	日	
	19	月	北九州教育事務所学校訪問（植木小学校）
	20	火	
	21	水	
	22	木	直方市人権教育推進会議
	23	金	市小中一貫教育推進本部会（第1回）
	24	土	
	25	日	
	26	月	
	27	火	第3回教科書調査研究協議会
7月	28	水	
	29	木	
	30	金	
	1	土	
	2	日	
	3	月	7月定例校長会議
	4	火	
	5	水	
	6	木	
	7	金	直方市私立幼稚園PTA連合会研修会
	8	土	
9	日		
10	月	北九州教育事務所訪問（東小学校）	
11	火	定例教育委員会	

## 議案第 5 号

令和 5 年度 6 月補正予算について

令和 5 年度 6 月補正予算について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 6 月 1 3 日  
直方市教育委員会  
教育長 山 本 栄 司

### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第 2 条第 4 号の規定により提案するものである。

歳出(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
1 児童福祉 総務費	351,318	225	351,543	国庫支出金 △92 県支出金 408			△91	18 負担金補助及び交付金	225	直方市病児保育事業補助金 △275 直方市病児保育利用料無償化事業補助金 500
6 保育事業 費	2,182,458	86,737	2,269,195	国庫支出金 53,774 県支出金 9,450	6,200		17,313	18 負担金補助及び交付金	86,737	保育所整備補助金 42,571 新型コロナウイルス感染拡大防止事業補助金 7,500 給食副食費無償化補助金 17,766 保育所等給食支援事業補助金 18,900
計	4,046,112	86,962	4,133,074	63,540	6,200		17,222			

歳出(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
4 幼児教育 振興費	840,348	10,199	850,547	国庫支出金 8,754			1,445	18 負担金補助及び交付金	10,199	給食副食費無償化補助金
9 教育研究 所費	8,621	966	9,587	県支出金 483			483	7 報償費	606	報償金
								8 旅費	6	普通旅費
								10 需用費	85	消耗品費
								11 役務費	5	通信運搬費
								13 使用料及び賃借料	264	ライセンス使用料
計	1,077,856	11,165	1,089,021	9,237			1,928			

歳出(款) 10. 教育費  
 (項) 2. 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	143,046	2,266	145,312		1,600		666	10 需用費	2,266	修繕料
2 教育振興費	209,928	60,811	270,739	国庫支出金 32,605			28,206	12 委託料	39,338	統合型校務支援システム導入委託料
								13 使用料及び賃借料	△849	機器借上料
								17 備品購入費	22,322	教材器具費
5 学校給食費	311,888	9,713	321,601	国庫支出金 67,727		諸収入 △69,190	11,176	10 需用費	9,713	賄材料費
計	841,376	72,790	914,166	100,332	1,600	△69,190	40,048			

歳出(款) 10. 教育費  
 (項) 3. 中学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	54,102	11,331	65,433		8,400		2,931	10 需用費	10,567	修繕料
								17 備品購入費	764	校用器具費
2 教育振興費	154,781	15,466	170,247	国庫支出金 9,210			6,256	12 委託料	14,305	統合型校務支援システム導入委託料
								13 使用料及び賃借料	△308	機器借上料
								17 備品購入費	1,469	教材器具費
5 学校給食費	208,523	4,806	213,329	国庫支出金 36,664		諸収入 △37,908	6,050	10 需用費	4,806	賄材料費
計	475,235	31,603	506,838	45,874	8,400	△37,908	15,237			

歳出(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
19 文化財費	79,436	1,220	80,656			繰入金 △1,200 諸収入 2,420		1 報酬 4 共済費 8 旅費 10 需用費 12 委託料	862 4 46 48 260	会計年度任用職員報酬 5人 各種保険料 費用弁償 消耗品費 空中写真撮影業務委託料
計	342,351	1,220	343,571			1,220				

## 議案第 6 号

### 公民館運営審議会委員の委嘱について

直方市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 6 月 1 3 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

#### 提案理由

直方市公民館条例第 14 条第 2 項の規定により提案するものである。

## 直方市公民館運営審議会委員候補者

1. 前任者の市議会議員任期満了（令和5年5月1日付け）に伴い、後任として新たに市議会から推薦された以下候補者に、直方市公民館運営審議会委員を委嘱するもの。

選出方法	選出区分	再任 新任	所 属	肩書	氏 名
団体推薦	学識経験者	新任	直方市議会	市議	高宮 誠

2. 前任者の直方市幼稚園協会会長任期満了（令和5年6月1日付け）に伴い、後任である以下候補者に直方市公民館運営審議会委員を委嘱するもの。

選出方法	選出区分	再任 新任	所 属	肩書	氏 名
就任依頼	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	新任	直方市幼稚園協会	会長	大和 貴彦

任期：令和5年6月13日から令和6年10月5日まで（※ 前任者の残任期間）

## 直方市公民館運営審議会委員名簿

任期：令和4年10月6日から令和6年10月5日まで（2年）

選出方法	選出区分	再任 新任	所 属	肩書	氏 名
団体推薦	学識経験者	新任	直方市議会	市議	高宮 誠
団体推薦	社会教育関係者	再任	自治区公民館連合会	事務局長	岸田 太吉
就任依頼	学校教育関係者	新任	直方市小学校長会	会長	塩田 昌伸
就任依頼	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	新任	直方市幼稚園協会	会長	大和 貴彦
就任依頼	社会教育関係者	再任	筑豊美術協会	副会長	曾根 富久恵
			公民館主催事業「趣味の講座」	講師	
就任依頼	社会教育関係者	新任	公民館主催事業「はつらつ塾」	講師	衛藤 真理子
就任依頼	社会教育関係者	再任	歴史ボランティア直方を語る会「とおれんじ」	事務局長	榎 正澄
			直方郷土研究会	会員	

## 議案第7号

### 直方市社会教育委員の委嘱について

直方市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和5年6月13日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄 司

#### 提案理由

直方市教育委員会事務委任規則第2条第1項第10号の規定により提案するものである。

## 直方市社会教育委員候補者名簿（案）

定数 7名

現行任期：2年（令和4年9月1日から令和6年8月31日まで）

選出区分	所 属	氏 名	備 考
学識経験者	直方市議会	草野 知一郎	

※令和5年5月1日市議会議員任期満了のため、後任として新たに市議会から推薦された

上記候補者残任期間委嘱するもの

## 直方市社会教育委員名簿(案)

定数7名

任期2年(令和4年9月1日～令和6年8月31日)

役職	氏名	選出根拠 (所属等)
会長	東 陽一	学識経験者 (元直方市文化財専門委員会)
副会長	安永 亮子	学識経験者 (元小学校校長)
委員	井上 哲夫	社会教育関係者 (直方市青少年育成市民会議)
委員	今川 恵子	学校教育関係者 (直方市立直方南小学校)
委員	草野 知一郎	学識経験者 (直方市議会)
委員	仲野 照明	社会教育関係者 (直方市自治区公民館連合会)
委員	矢野 愛	家庭教育関係者 (直方市PTA連合会)

※ 令和5年度委嘱委員の任期は前任委員の残任期間

## 議案第 8 号

### 図書館協議会委員の委嘱について

直方市図書館協議会委員の委嘱について、別紙のとおり提案する。

令和 5 年 6 月 1 3 日  
直方市教育委員会  
教育長 山本 栄司

#### 提案理由

直方市図書館条例第 3 条第 2 項の規定により提案するものである。

## 直方市図書館協議会委員候補者

前任者の市議会議員任期満了（令和5年5月1日付け）に伴い、後任として新たに市議会から推薦された以下候補者に、直方市図書館協議会委員を委嘱するもの。

任期：令和5年6月13日から令和6年11月30日まで（※ 前任者の残任期間）

選出方法	選出区分	再任 新任	所 属	肩書	氏 名
団体推薦	学識経験者	新任	直方市議会	市議	紫村 博之

## 直方市立図書館協議会委員名簿

定数 12名以内

任期 2年（令和4年12月1日から令和6年11月30日まで）

選出区分	所属団体	氏名	再任/新任	備考
学校教育関係	直方市立植木小学校	ほり きぬよ 堀 衣世	再任 (3期目)	植木中学校教頭 司書教諭
学校教育関係	福岡県立鞍手高等学校	うえき けいこ 植木 桂子	新任	司書教諭
社会教育関係者	点訳サークルきつつき	ながすえ のりこ 永末 記子	再任 (4期目)	
社会教育関係者	さざなみ会・れろの会	たかの れいこ 高野 玲子	再任 (2期目)	直方市立図書館行事 ボランティア
社会教育関係者	植木大銀杏川づくりの会	むねかた かずよし 棟形 和義	再任 (4期目)	
社会教育関係者	語り・朗読「宙のサカナ」	のまさ ゆか 野正 由佳	再任 (2期目)	元中泉小学校読書ボ ランティア
社会教育関係者 (家庭教育)	NPO法人子育てなかま	いしぐろ あきとも 石黒 章友	再任 (5期目)	直方市立図書館行事 ボランティア
学識経験者	直方市議会	しむら ひろゆき 紫村 博之	新任	教育民生常任委員会
学識経験者	直方郷土研究会	うしじま ひでとし 牛嶋 英俊	再任 (4期目)	会長
学識経験者	歴史ボランティア直方を語る会「とおれんじ」 直方郷土研究会	さかき まさずみ 榎 正澄	再任 (4期目)	事務局長

計 10名

令和4年度

直方市教育委員会の権限に属する事務  
の管理及び執行の状況についての点検  
及び評価報告書

直方市教育委員会

## 目次

1. 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要  
..... p1
2. 教育委員会の活動状況  
..... p2～p4
3. 施策別点検評価シート  
..... p5～p55
4. 点検、評価に対する学識経験者からの意見  
..... p56～

## 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

### 1 目的

効果的な教育行政を推進するとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育を行うことを目的として、平成19年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に報告し、公表することが義務付けられた。

また、点検及び評価を行う際には、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている。

### 2 点検・評価の対象及び方法

- 直方市教育施策要綱に掲げる主な施策の目標達成に向けた取り組み状況と課題、成果の点検や今後の方向性を示したうえで、達成評価を行う。

達成評価は	目標を完全に達成できた。	A
	目標達成に向けて順調に推移している。または、概ね目標を達成できた。	B
	目標達成には取組の強化が必要	C
	目標を大きく下回り、抜本的な見直しが必要	D

の4段階で評価する。

- 学識経験者が、施策評価や施策の改善点について、意見を述べる。

### 3 点検・評価結果の公表等

- ① 点検、評価の結果についての報告書を議会へ提出
- ② ホームページ上で公表する。

#### 参考

##### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 教育委員会の活動状況

### 1. 教育長及び教育委員の状況

教育長	氏名	在任期間	期数
	山本 栄司	R3.12.13～R6.12.12	2期

教育委員

区分	氏名	在任期間	期数
委員 教育長職務代理者	篠田 尊徳	R2.12.15～R6.12.14	1期
委員	中野 昭子	R4.12.16～R8.12.15	2期
委員	阿部 英子	R3.12.16～R7.12.15	2期
委員	内藤 誠治	R2.7.1～R5.12.14	1期

### 2. 教育委員会の開催状況

月 日	議案等	内 容
4月12日 定例会	◎議案	議案第1号 直方市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について
		議案第2号 直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
		議案第3号 直方市文化施設等防犯カメラ設置運用要綱を制定する告示について
	◎協議事項	なし
	◎報告事項	・令和4年度直方市立小中学校管理職等人事について
		・文化財資料の寄贈について
		・子ども・子育て会議委員の変更について
		・直方市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金交付要綱の制定について
		・直方市保育所整備補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		・直方市保育所一時預かり事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		・直方市幼稚園給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示について
		・直方市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
		・直方市多子世帯給食費補助事業実施要綱の一部を改正する告示について
・直方市保育環境改善対策事業（新型コロナウイルス感染症対策支援）補助金交付要綱の一部を改正する告示について		
・直方市保育研修事業等補助金交付要綱の一部を改正する告示について		
・直方市「やっば直方に生まれてよかったばい」臨時特別給付金交付要綱の廃止について		
5月10日 定例会	◎議案	議案第4号 5月補正予算について
		議案第5号 直方市教育支援委員会委員の委嘱について
	◎協議事項	なし
◎報告事項	・直方市立小中学校周年記念事業補助金交付要綱の制定について	
	・期間の効力期限を延長するための関係要綱の一部を改正する告示について	
6月1日 定例会	◎議案	議案第6号 6月補正予算について
	◎協議事項	・令和3年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について
	◎報告事項	・令和4年度直方市教育委員会学校訪問実施要項について
7月12日 定例会	◎議案	議案第7号 直方市社会教育委員の委嘱について
8月9日 定例会	◎議案	議案第8号 直方市文化・スポーツ・教育施設予約システムに関する規則の制定について

	◎報告事項	議案第9号 令和3年度直方市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価報告書について 議案第10号 直方市文化財等に関する有識者委員会委員の委嘱について ・6月定例会市議会一般質問について ・直方市多子世帯の幼稚園保育料補助金交付要綱の一部を改正する告示について ・令和4年度直方市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の一部を改正する
9月1日 定例会	◎議案 ◎協議事項 ◎報告事項	議案第11号 直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について 議案第12号 9月補正予算について 議案第13号 令和3年度歳出決算(教育委員会所管分)について ・直方市文化施設指定管理者の公募について ・直方市文化施設指定管理者の公募について
10月4日 定例会	◎議案 ◎報告事項	議案第14号 公民館運営審議会委員の委嘱について ・直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の制定について ・9月定例会市議会一般質問について
11月8日 定例会	◎議案 ◎協議事項	議案第15号 12月補正予算について(当日配布) 議案第16号 直方市文化施設指定管理者の指定について 議案第17号 図書館協議会委員の委嘱について 議案第18号 美術館協議会委員の委嘱について ・令和5年度予算について
12月20日 定例会	◎報告事項	・直方市高校生等学業支援金給付事業実施要綱の制定について ・直方市給食副食費無償化補助事業実施要綱の一部を改正する告示について ・12月定例会市議会一般質問について
1月10日 定例会		なし
2月7日 定例会	◎議案 ◎協議事項 ◎報告事項	議案第19号 令和4年度3月補正予算について 議案第20号 直方市教育委員会令和5年度予算について 議案第21号 直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について 議案第22号 直方市教育委員会事業後援取扱要綱の一部を改正する告示について 議案第23号 直方市文化財専門委員会委員の委嘱について ・令和5年度直方市教育施策要綱(案)について ・直方市紙おむつ等物価高騰対策補助事業実施要綱の制定について ・直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱の制定について ・直方市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱の制定について ・直方市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について ・直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について ・直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について ・直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
3月14日 定例会	◎議案	議案第24号 直方市教育施策要綱について 議案第25号 直方市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について 議案第26号 学校規模適正化庁内検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について

◎報告事項	議案第 27 号 直方市学校適応指導教室設置要綱の一部を改正する告示について
	議案第 28 号 直方市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
	議案第 29 号 直方市体育館防犯カメラ設置運用要綱の一部を改正する告示について
	・ 3 月定例市議会一般質問について
	・ 教職員研修補助金交付要綱を廃止する告示について
	・ 直方市学校保健会補助金交付要綱の一部を改正する告示について
	・ 直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱の一部を改正する告示について
・ 直方市文化芸術奨学補助金交付要綱の一部を改正する告示について	

### 3. 学校訪問の状況

月 日	学校名
6月29日	下境小学校
9月28日	福地小学校
9月30日	直方北小学校
10月12日	植木小学校
11月 1 日	植木中学校

点検及び評価シート 1

1 主要施策名	教育施策の充実
2 取組・事業名	① 総合教育会議の運営 ② 教育委員会の充実 ③ 学校規模・通学区域適正化の推進 ④ 学校事務の効率化と DX の推進
3 担当課	教育総務課
4 取組・事業の目標	① 法律の趣旨を踏まえた事務局機能の遂行 ② 適切な事務執行管理と教育施策の充実 ③ 将来を見据えた学校の規模・通学区域の検討 ④ 経理をはじめとする学校事務の効率化
5 取組・事業の内容と取組状況	① 令和4年度は、総合教育会議は開催されなかった。 ② ・教育委員研修の実施 ・ホームページでの定例教育委員会会議録の公表 ・学校訪問の実施 (北小、下境小、福地小、植木小、植木中) ③ 先進地視察、校区毎将来人口予測の検討 ④ 学校日より、検温報告等の電子化の試験運用。校務支援システム導入の検討(学校教育課)
6 取組・事業の成果と課題	①総合教育会議の運営 【成果】 これまで、教育大綱、中学校給食、学校規模適正化等抱えている主な課題についての協議が落ち着いたため、本年度は実施されなかった。 【課題】 総合教育会議で協議すべき事項の検討  ②教育委員会の充実 【成果】・教育委員の小中学校の現状把握 ・議案書の電子化 【課題】教育委員研修への参加  ③ 学校規模・通学区域適正化の推進 【成果】 人口予測の結果、校区ごとに増減のばらつきがあることから、これまでの方針を見直す必要があることが判明した。 【課題】 費用面の検討、捻出  ④ 学校事務の効率化と DX 推進 【成果】 統合型校務支援システムの導入について、国庫補助金の交付決定がなされた。

	<p>学校だより等連絡手段の電子化を試験運用したことにより、令和5年度の本格運用の目途がついた。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>連絡手段の電子化について、令和5年度1学期は紙との平行運用を行うが、2学期から基本的に電子のみとすることができるかどうか。平行運用を継続すれば、業務過多となる。</p>
7 取組・事業の今後の方向性等	継続して取り組みを実施する。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
①総合教育会議の運営	総合教育会議の実施回数	0回	1回	<b>B</b>
②教育委員会の充実	学校訪問の実施校数	5校	5校	
③学校規模・通学区域適正化の推進	人口予測等、検討に必要な情報収集	—	—	
③学校事務の効率化	統合型校務支援システムの導入	決定	決定	

点検及び評価シート 2

1 主要施策名	教育環境の整備・充実
2 取組・事業名	① 学校施設の整備・充実 ② 学校規模適正化を見据えた学校施設（給食調理室含む）整備方針の策定
3 担当課	教育総務課
4 取組・事業の目標	① 老朽化した学校施設の改善整備とともに、災害時の避難所としての機能強化を図る。 ・防水機能強化事業、屋上防水改修工事 ・トイレ快適化事業 ・老朽化した学校施設の修繕工事の推進 ・学校用務員による修繕体制の確立 ② 既存長寿命化計画、学校給食の提供方法と施設整備、学童保育所の配置も考慮して、整備方針を検討する。
5 取組・事業の内容と取組状況	① 防災機能強化事業として、福地小学校の校舎外壁改修及び屋上防水改修工事を実施した。 トイレ快適化事業として、直方西小学校校舎、直方第二中学校体育館のトイレ改修を行った。 ② 学校規模適正化計画の検討がまだ始まっていないため、具体的な施設整備の検討ができなかった。
6 取組・事業の成果と課題	① 学校施設の整備充実 【成果】 トイレ快適化事業により、小中学校のトイレの洋式化率は、昨年度の49.2%から51.3%に上昇した。 【課題】 トイレの洋式化率は、目標としている福岡県のトイレ洋式化率も年々上昇しているため、このペースではなかなか目標値に届かない。 施設の老朽化から、修繕工事の推進や学校用務員による修繕体制の確立を目標としたが、緊急修繕対応に追われ計画的な対応ができなかった。 ② 学校規模適正化を見据えた学校施設（給食調理室含む）整備方針の策定 【成果】 本年度は未着手となった。 【課題】 学校施設の長寿命化、統廃合による新設、給食施設の更新等莫大な費用が必要になるため、市長部局との調整が必要になる。

7 取組・事業の 今後の方向性等	① 学校規模適正化に伴う施設整備方針が出来るまでの間は、トイレ快適化事業に重点を置いていく。 ② 学校規模適正化の本格的検討を来年度から始める。
---------------------	-----------------------------------------------------------------------------

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状 況
①学校施設の整備 充実	小中学校のトイレの洋式化率 (%)	51.3%	53.8%	C
②学校施設整備方 針の策定	学校施設整備方針の策定	未着手	着手	

1 主要施策名	食育の推進
2 取組・事業名	① 安全・安心な給食提供 ② 食育の推進 ③ 小学校給食費の徴収 ④ 中学校給食提供方法の変更
3 担当課	教育総務課
4 取組・事業の目標	① 食中毒や異物混入を防止するとともに、計画的な給食施設及び設備の更新を進める。 ② 食習慣の改善と健康な体づくりに取り組む子どもの育成を目指した食育を推進する。 ③ 多様な支払方法による保護者の利便性向上と滞納防止 ④ 令和4年度の2学期から、全員喫食、食缶方式にて実施する。
5 取組・事業の内容と取組状況	① 調理従事職員の毎月の健康管理の徹底（毎月の細菌検査、冬季のノロウイルス検査の実施） 残留農薬検査の実施（6月・10月） 給食設備の更新（回転釜、ガス給湯器等） ② 献立表や給食便りの作成、給食時間中に献立や食育・地産地消に関する校内放送、直方産食材の使用 ③ コンビニ収納の実施 直方市学校給食費滞納整理等事務処理要綱に基づく督促通知等の実施 ④ 全員給食の開始及び運用の改善 ・教職員説明会、アレルギー研修会の実施 ・給食開始後の課題解決及び献立の改善
6 取組・事業の成果と課題	①安心・安全な給食提供 【成果】 細菌検査や残留農薬検査を徹底して行うことにより食中毒を防止した。給食備品の更新も計画的に進んでいる。 【課題】 他市で金属片の異物混入が起きていることから、刃物系の給食備品の点検を強化する必要がある。 ②食育の推進 【成果】 中学校において、地元産の品目が増えた。特に、中学校では直方市の特産品である博多あまおうを提供した。 【課題】 計画的な生産が難しいこと、また小学校では11校への配送が困難なことから、地元産青果の使用が進まない。

	<p>③ 小学校給食費の徴収</p> <p><b>【成果】</b> 滞納に関する事務処理を要綱に基づきルーティーン化したため、適正な管理ができるようになった。</p> <p><b>【課題】</b> 高額滞納者への法的措置の実施</p> <p>④ 中学校給食提供方法の変更</p> <p><b>【成果】</b> かねてからの課題であった配缶方式による全員給食が、2学期から始まった。生徒・教職員のアンケート結果も「楽しみにしている」と「まあまあ楽しみにしている」を合わせると84.8%となった。また、回答者の34.8%が、以前の弁当箱給食と比べおいしくなったと回答した。</p> <p><b>【課題】</b> 配膳及び後片付け時間短縮による休み時間の確保</p>
7 取組・事業の今後の方向性等	<p>全員給食については、まだ始まったばかりなので、献立委員会やアンケートを活用して改善を繰り返す。</p> <p>滞納対策については、児童手当からの引き去りを活用し、引き去り不可能な場合は法的措置を実施する。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
①安心・安全な給食提供	細菌検査（毎月） ノロウイルス検査（10～3月）	12回 6回	12回 6回	A
②食育の推進	地元産青果の使用品目数 ・小学校 ・中学校	1 9	1 8	
③小学校給食費の徴収	小学校給食費の収納率（%） ※令和4年度1学期	98.6%	99.0%	
④中学校給食提供方法の変更	配缶方式による全員給食実施	実施	実施	

点検及び評価シート 4

1 主要施策名	就学支援の実施（就学援助）
2 取組・事業名	義務教育の円滑な実施
3 担当課	教育総務課
4 取組・事業の目標	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して就学に必要な費用の援助を行う。
5 取組・事業の内容と取組状況	学用品費及び通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、社会見学旅行費、自然教室費、ふれあい学級宿泊訓練費、学校給食費、医療費、通学費について支給
6 取組・事業の成果と課題	<p><b>【成果】</b> 申請環境の多様化を考慮し、令和4年度から電子申請の受付を可能とした。 さらに引き続き、収入が著しく下がった世帯については、前年度の所得審査で非認定となっても、当該年度の見込み所得で再審査し、所得が基準以下の場合は認定を行った。</p> <p><b>【課題】</b> 認定基準の見直しと特別支援教育就学奨励費の採用</p>
7 取組・事業の今後の方向性等	就学支援システムの見直しに合わせて、「認定基準の見直し」と「特別支援教育就学奨励費の採用」を検討する必要がある。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
義務教育の円滑な実施	就学援助の円滑な申請受付 ・ 郵送での受付実施 ・ オンラインでの受付実施	実施	実施	A

点検及び評価シート 5

1 主要施策名	確かな学力の育成(学力の向上)
2 取組・事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 授業改善</li> <li>② 基礎学力の定着、補充学習等の推進</li> <li>③ グローバル化に対応した教育の推進</li> <li>④ ICT を活用した教育活動の推進</li> </ul>
3 担当課	学校教育課
4 取組・事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力を持つ子どもを育成するための授業改善を推進する。</li> <li>② 基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けるための支援環境を整備する。</li> <li>③ 子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成するため、英語教育に対応した指導体制の整備、発表や体験の場を設定する。</li> <li>④ ICT 機器を活用した学習・指導方法の改善を図る。</li> </ul>
5 取組・事業の内容と取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 授業改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>市内 4 中学校区のすべての小中学校において、小中一貫教育に取り組んでいる。</li> <li>・のおがた授業モデルを活用した取り組みの充実を図った。</li> <li>・各中学校区に音楽専科教員を配置し、全小学校高学年（5・6 年生）へ音楽科学習を通して、小中の連携を図った。</li> <li>・研究発表会を行い、小中学校教員の指導方法や児童生徒の共通理解を深めた。</li> <li>平成 26 年度より福岡県学力アップ推進事業の強化指定市町村の指定を受け、市内全小中学校の「学力向上推進プラン」の策定・実施・評価について指導・支援を行った。</li> <li>・学力アップの非常勤講師を配置し、個別指導・補充学習を充実させた。</li> <li>・年間 3 回の学力向上検証委員会を開催し、取組の検証・改善を行った。</li> </ul> </li> <li>② 基礎学力の定着、補充学習等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校において、補充的な指導を充実させるために学習支援員を配置した。</li> <li>・基礎学力、集中力を身につけさせるため、昨年度より徹底反復学習導入をし、毎日の帯時間(15 分)に、音読、百ます計算、漢字ドリル等をテンポよく取り入れ集中力の育成と基礎学力の定着に努めた。</li> <li>・家庭学習の習慣化と放課後の学習支援を目的として、放課後学習を実施した。(コロナ禍において、できる範囲で行っ</li> </ul> </li> </ul>

	<p>た。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的・継続的な読書活動を充実させるために、各小中学校への図書支援員の配置を推進した。</li> <li>・きめ細やかな学習指導と基礎的・基本的な学力の定着を図るために、小学校4学年の36～40人の学級において、35人学級編制を実施した。</li> </ul> <p>③ グローバル化に対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の英語に対する慣れ・親しみやコミュニケーション能力の向上を図るために、外国語指導助手(以下ALT)やイングリッシュサポーターを配置し、体験的学習や発表の機会を増やした。</li> <li>・英語発表会を実施した。</li> <li>・子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成するため、小学校6年生において、オンライン英会話(フィリピンセブ島)を行った。</li> </ul> <p>④ ICTを活用した教育活動の推進</p> <p>基礎的・基本的な学習内容の習得と授業の視覚化・効率化を図るために、ICT機器の活用を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各小中学校へICT支援員を派遣し、ICTを活用した学習の充実を図った。</li> <li>・年間計画に基づいて、小学校プログラミング教育を実施した。</li> <li>・ICTへの知識が高い教員より選抜したプロジェクトチームを編成し、ICTを活用した未来型授業づくりの授業実践を行った。</li> <li>・ICT機器活用の情報モラルに関する指導を児童生徒や保護者へ実施した。</li> </ul>
<p>6 取組・事業の成果と課題</p>	<p>① 授業改善</p> <p>(1) 小中一貫教育の推進</p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中9年間を通しての学習規律、学習指導を小中の教員が共通理解のもと進めている。これにより中学校に入学してから生徒が戸惑う場面がなくなり、中一ギャップの解消につながっている。また、小中の教職員の連携が深まっている。</li> <li>・市内で3名の音楽専科教員を配置し、全小学校高学年へ効果的に専科指導を行うことができた。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、小中連携した専科教員の配置が音楽科のみとなっているので、他教科にも広げていく必要があるが、専科教員等の確保</li> </ul>

が困難な状況であった。

- ・小中一貫教育に関わる共同研究や特色ある取り組みのさらなる充実を図ることが必要である。

## (2) 直方市学力アップ推進事業

### 【成果】

- ・年間3回学力向上検証委員会を開催し、各種学力調査の結果と取組の検証と改善を行い、指導方法の工夫改善を行うことができた。
- ・授業づくりの指針となる「のおがた授業モデル」を活用した授業づくりの推進を図ることができた。

直方版授業チェックリストの13項目すべての評価値(児童生徒・教師)が4段階評価の3の数値に届いてきた。

- ・令和4年度全国学力・学習状況調査の結果は、中学校においては過去最高の結果であった。

### 【課題】

- ・授業改善において、若年教員の実践的指導力の向上に課題があった。

## ② 基礎学力の定着、補充学習等の推進

### 【成果】

- ・徹底反復学習を市内全小学校に取り入れ、朝や昼の帯時間に、百ます計算、音読、漢字ドリルを、年間を通して計画的に取り入れ、児童の集中力や学力の向上につながった。  
小学校全教員対象の研修会を年2回実施し、よりよい実践の共通理解を図った。学校においては、授業中の集中力の向上や遅刻の改善等の効果にもつながったとの報告があった。
- ・各小中学校の学習支援員の配置については、コロナ禍の影響の中、できる限りの実施を図った。
- ・日常的・継続的な読書活動を充実させるために、全小中学校へ図書支援員を配置し、読書環境の整備を図ることができた。
- ・市内2小学校3学級に市の教育職員を配置し、35人学級編成を実施した。これにより、きめ細やかな学習指導と基礎的・基本的な学力の定着へ向けた学習指導を行うことができた。

### 【課題】

- ・コロナ禍において、放課後学習の実施が計画的にできない学校が多かった。
- ・市主催「子ども読書リーダー養成講座」は、コロナ禍で、未実施であった。

## ③ グローバル化に対応した教育の推進

### (1) 児童生徒の英語に対するコミュニケーション能力の向上

### 【成果】

- ・市内小学校へ3名（週1～2日程度）、中学校へ1名（年間37～70日程度）のALTを派遣し、ネイティブスピーカーを活用した授業の充実を図ることができ、児童生徒の意欲が高まった。
- ・子どもの英語でのコミュニケーション能力を育成するため、小学校6年生において、昨年度に引き続きオンライン英会話（フィリピンセブ島）を年間2回実施した。子どもたちは、意欲的に活動できていた。
- ・コロナ禍の中、感染対策を図り、英語発表会を実施した。

**【課題】**

- ・夏休みに小学3・4年生を対象に1日、小学5・6年生を対象に1日の「小学生英語ひろば」の開催を予定していたが、コロナ禍により中止となった。
- ・英語でのコミュニケーションに対する意欲や慣れ親しみを高めるためにも、ALT以外の人材も活用し英語教育の充実を図る必要がある。

④ ICTを活用した教育活動の推進

**【成果】**

- ・令和4年度は、電子黒板、デジタル教科書指導者用、学習ソフト等ICT機器を活用した授業実践の推進を図ることができた。特に、ロイロノートの効果的な活用が進んだ。
- ・各小中学校へICT支援員を派遣（週1回）し、ICTを活用した学習やプログラミング教育の充実、校務のICT機能化を図ることができた。
- ・プロジェクトチームによる未来型授業づくりの研修授業（年4回小学校2回、中学2回）、タブレット、電子黒板等ICTを活用した公開授業を行った。昨年度に比べ、より効果的な活用ができていたとの報告が多くあった。
- ・タブレット等のICT機器の活用における情報モラルの徹底を図ることができた。

**【課題】**

ICT活用の授業改善を推進していく必要がある。

- ・プロジェクトチームによるICTを活用した授業公開をさらに推進していく必要が在る。
- ・各学校において、ICT教育の年間計画を見直して、タブレットや電子黒板等を活用した授業づくりを進めていく必要がある。

<p>7 取り組み・事業の 今後の方向性など</p>	<p>① 授業改善の推進</p> <p>(1) 小中一貫教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科の幅を広げた専科教員の配置等の取組の充実</li> </ul> <p>(2) 直方市ふくおか学力アップ推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少人数指導を継続・充実させるための非常勤講師の継続配置</li> </ul> <p>② 基礎学力の定着、補充学習等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中力を高める徹底反復学習の推進</li> <li>授業中、児童生徒が集中して学習に取り組むことができるように、授業のテンポ、指示、発問の工夫等を図り学力向上につなげる</li> <li>・直方版授業チェックリストを活用し、授業を数値化し、授業改善につなげる。</li> <li>・学習支援員、放課後学習支援員、図書支援員の拡充</li> </ul> <p>③ グローバル化に対応した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 ALT の増員</li> <li>・外部指導員の活用</li> <li>・オンライン英会話の継続推進</li> <li>取組の成果があるので年3回の実施を検討する。</li> </ul> <p>④ ICT を活用した教育活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット PC 等 ICT 機器を活用した授業づくりの調査・研究</li> <li>・ICT スキルアップ研修の充実</li> <li>・プロジェクトチームによる未来型授業実践の推進</li> <li>・各学校における ICT 機器活用の授業実践の推進</li> <li>・ICT の効果的な活用を図るための直方市の研究委嘱事業を新たに行う。小中一貫した取組で、直方一中校区から開始する。</li> </ul>
--------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
① 授業改善	直方市標準学力調査(小学校)国語・算数で95ポイント以上	国語該当なし 算数3学年	国・算 全学年	<b>B</b>
	小中一貫専科教員の配置	3名	3名	
② 基礎学力の定着、補充学習等の推進	学習・図書支援員を配置	学習 15校	学習 15校	
		図書 15校	図書 15校	
③ グローバル化に対応した教育の推進	ALTの配置	小 3名 中 1名	小 3名 中 1名	
	英語ひろばの開催	中止	2日	
	英語発表会の参加者数	小 (7)名 中 (18)名	小 5名 中 20名	
	プロジェクトチームによるICT機器を活用した未来型授業の研究調査	年 4回	年 4回	
④ ICTを活用した教育活動の推進				

点検及び評価シート 6

1 主要施策名	豊かな心の育成
2 取組・事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道徳科の授業改善</li> <li>② 体験活動等の推進</li> <li>③ 人権教育の推進</li> <li>④ いじめや不登校の対応</li> <li>⑤ キャリア教育の推進</li> </ul>
3 担当課	学校教育課
4 取組・事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子どもたちが自ら考え、議論する道徳科授業への改善・充実を図る。</li> <li>② 自然体験活動、地域の歴史や文化に学ぶ活動などを通して心の教育の充実を図る。</li> <li>③ 人権尊重の精神の育成及び学力と進路の保障を目指して、学校教育全体を通して人権教育を推進する。</li> <li>④ いじめ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応のための体制整備と一人一人に応じたきめ細かな指導や相談等が実施できるよう環境整備に努める。</li> <li>⑤ 子どもの発達段階に応じた勤労観、職業観を育み、自立した生き方を考え、進路実現のための支援体制を整備する。</li> </ul>
5 取組・事業の内容と取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 道徳科の授業改善 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区合同研修会で「豊かな心の育成」に関する部会を中心に、小中学校での道徳科授業研究や各学校の実態に応じた取組について協議を行った。</li> </ul> </li> <li>② 体験活動等の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域の実態に応じた地域の自然や歴史、文化を学ぶ活動を実施した。</li> </ul> </li> <li>③ 人権教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直方市中学校ブロック人権教育推進事業「第6期事業2年次」において、各中学校区で学力保障や人権教育、人権のまちづくりに関する研究部会を設置し、校区の課題を解決するための取組を行った。</li> <li>・「福岡県人権教育推進プラン」をもとに、各学校の人権教育全体計画を作成し、人権感覚の育成に関する取組を行った。また、「人権教育のための授業づくり10の視点」や「環境づくり10の視点」をもとにした、人権教育の授業改善を行った。</li> <li>・人権教育学習教材集「あおぞら・あおぞら2」や同和教育副読本「かがやき」を各教科や特別活動の年間計画に位置付け、地域教材の積極的な活用を行った。</li> </ul> </li> <li>④ いじめや不登校の対応</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「直方市いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」に基づく指導及び対応の徹底を行った。</li> <li>・不登校等、配慮を要する児童生徒への対応について、各校の教頭及び担当者を対象に研修会を開催したり指導主事が学校訪問を行ったりして、情報収集や関係機関との連絡調整、指導および対応の徹底を行った。</li> <li>・直方市学校適応指導教室を運営し、不登校や不登校兆候児童生徒の自立心や社会性を高めるための体験的活動を多く取り入れ、学校復帰に向けた取組を行った。</li> <li>・各小学校に配置のスクールカウンセラーを活用し、年間7回程度の発達相談やカウンセリングを行った。中学校においては、年間を通して週1回以上スクールカウンセラーの効果的な活用を行うことができた。さらに年間2回程度、教育事務所からスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣を依頼し相談の充実を図った。</li> <li>・本年度は、学校教育課内にスクールソーシャルワーカーを1名配置(週1日の勤務)し、関係機関と連携し児童生徒の生活環境の改善に取り組んだ。</li> </ul> <p>⑤ キャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域企業、関係機関、地域人材と連携し、小中学校における職業学習は、コロナ禍において一部の学校で実施した。</li> </ul>
<p>6 取組・事業の成果と課題</p>	<p>① 道徳科の授業改善</p> <p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区で授業研修を実施し、小中合同で道徳科授業づくりや指導方法の工夫について協議を深めることができた。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳科授業の指導力向上を図るため、道徳教育推進教師が中心となり各学校において研修等の充実を図る必要がある。</li> </ul> <p>② 体験活動等の推進</p> <p>【成果】</p> <p>学年の発達段階に応じた体験学習等を行い、児童生徒の実体験の場や感性を高める場を設けることができた。また、総合的な学習の時間を中心に、地域の実態に応じた自然や歴史、文化についての学習を行い、地域に対する理解を深めることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学6年生を対象とした「高取焼体験」</li> <li>・小学5年生を対象とした「自然教室」</li> <li>・小学3年生を対象とした「石炭記念館見学」</li> <li>・子ども絵画・版画作品展の実施</li> </ul>

**【課題】**

- ・コロナ禍において、小・中学生を対象とした「英語発表会」や劇団四季の「こころの劇場」をインターネット配信で実施することができた。また、「石炭記念館見学」は、本年度はすべての学校において実施できたが、「子ども音楽祭」は中止となった。
- ・予算縮小にともない、事業によっては開催が難しくなってきた。

**③ 人権教育の推進****【成果】**

- ・各中学校区の実態に応じた取組を行うことができた。
- ・各中学校区の重点課題を中心に、児童生徒の人権感覚や人権に関する知識理解の育成についての授業実践を行うことができた。

**【課題】**

- ・各学校の人権教育学習教材の活用や年間計画について見直しを適宜行う必要がある。

**④ いじめや不登校の対応****【成果】**

- ・直方市いじめ防止基本方針やいじめの重大事態発生時の取組について、生徒指導担当者研修会を通して共通理解を図ることができた。
- ・指導主事による学校への巡回訪問を行い(年2回)、情報収集及び取組への指導・助言を行った。また、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、子育て・障がい支援課児童家庭係と連携し、学校と連絡を取り合い早期に事態の收拾を図った。
- ・直方市学校適応指導教室の入級状況は、中学生13名であった。生徒の実態に合ったきめ細かな指導を行うことができた。
- ・小学校に配置されたスクールカウンセラーが、各小学校での発達相談やカウンセリングを行い、児童や保護者の不安解消につなぐことができた。

**【課題】**

- ・いじめに端を発して保護者と学校が信頼関係を構築できないケースが多々見られた。組織的な対応や管理職による丁寧で迅速な初期対応が必要である。
- ・不登校の未然防止の取組を行ったが、コロナ禍の影響もあり、この3年間で不登校児童生徒数が増加した。

	<p>⑤ キャリア教育の推進</p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域企業、関係機関、地域人材と連携し、中学1,2年生を対象に職業学習「夢授業」を実施した。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学2年生を対象に地域企業、団体、関係機関と連携して行う、「直方市14才チャレンジウィーク」は、コロナ禍の影響で3年連続の中止となった。</li> <li>・小中9年間を見通したキャリア教育を推進する必要がある。</li> </ul>
<p>7 取組・事業の今後の方向性等</p>	<p>① 道徳教育の推進 中学校区小中合同部会を活用した授業研修の充実</p> <p>② 体験活動の推進 発達段階に応じた体験学習の継続と整理</p> <p>③ 人権教育の推進 人権教育年間計画の再検討</p> <p>④ いじめや不登校の対応 不登校兆候児童生徒へ早期対応の充実 市独自のスクールソーシャルワーカーの配置日数増加と効果的な活用。 取組が進んで成果が出ている学校の取組を市内小中学校に広げていく。(直方一中の取組)</p> <p>⑤ キャリア教育の推進 地域企業、関係機関、地域人材と連携した「夢授業」の継続 小中9年間を見通したキャリア教育を推進</p>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
① 道徳科の授業改善	小中合同による授業研修会を実施	各中校区で実施	各中学校区で実施	<b>B</b>
② 体験活動等の推進	各学年の実態に応じた体験活動 こころの劇場、高取焼体験、自然教室、石炭記念館・自動車倶楽部見学、大相撲観戦、子ども音楽祭、英語発表会、職場体験	コロナ禍においてできる活動のみ実施	すべて実施	
③ 人権教育の推進	各学校人権教育研修会の実施	実施率 100%	実施率 100%	
	小中合同研修会の実施	年 3 回	年 1 回	
④ いじめや不登校の対応	不登校児童生徒の割合	小学校 (2.3)% 中学校 (9.0)%	小学校 1.5% 中学校 7.5%	
⑤ キャリア教育の推進	職場体験の実施	中止	3 日実施	

点検及び評価シート 7

1 主要施策名	健やかな体の育成
2 取組・事業名	① 運動やスポーツをする習慣を定着させる取組 ② 健康教育・安全教育の推進
3 担当課	学校教育課
4 取組・事業の目標	① 運動に慣れ親しみ、体力や運動能力を向上させる教育活動を推進する。 ② 生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができるように食育や薬物乱用防止教育等の健康教育を推進する。
5 取組・事業の内容と取組状況	① 運動やスポーツをする習慣を定着させる取組 ・新体力テストの実施 ・「体力向上プラン」の取組の促進 ・スポコン広場等の積極的活用 ・中学校部活動の運営支援及び外部指導者の派遣  ② 健康教育・安全教育の推進 ・栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等と連携した食育の推進 ・「直方市食育推進計画」に基づく食育の推進 ・規範意識育成のための指導の充実 (薬物乱用防止、ネットモラル育成等) ・安全教育・防犯教育の実施 (交通安全、救命救急、火災対応、地震対応等)
6 取組・事業の成果と課題	① 運動やスポーツをする習慣を定着させる取組 <b>【成果】</b> ・コロナ禍において、各学校でできる範囲で、新体力テストを実施した。児童生徒が目標を持って新体力テストを行うことができるように工夫を図った。 ・新体力テストの結果(前年度)をもとに各学校で「体力向上プラン」を作成し、各学校独自の取組(1校1取組)を中心に体力向上の取組を実施した。 (主な取組) <input type="checkbox"/> 運動週間を設定し、〇〇オリンピック等の実施 <input type="checkbox"/> 体育委員会を中心とした定例の全校外遊びの実施 <input type="checkbox"/> スポコン広場の活用 ・コロナ禍の影響でスポコン広場チャレンジランキングゾーンへの登録は、11小学校であった。 ・部活動の活性化並びに教員の負担軽減及び超過勤務縮減を図るために、直方市中学校部活動外部指導者を中学校へ派遣した。 (直一4名、直二1名、直三3名、植木3名) <b>【課題】</b>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の実態に応じた運動の習慣化や体力向上プランを中心とした取組の充実</li> </ul> <p>② 健康教育・安全教育の推進</p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「食育」を学校教育指導計画に位置付け、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等による「食育の授業」を全ての学校で実施した。</li> <li>「規範教育」「情報モラル教育」は、全小中学校で実施した。</li> <li>※ ICT 機器活用の情報モラルの徹底も図った。</li> <li>「安全教育」「防犯教育」「防災教育」を学校教育指導計画に位置付け、各学校で実態に応じた交通安全教室や防犯教室、避難訓練等を実施した。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報モラル教育の充実と徹底、保護者への啓発</li> </ul>
7 取組・事業の今後の方向性等	<p>① 運動やスポーツをする習慣を定着させる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新体力テスト実施における地域人材の活用</li> <li>スポコン広場の有効活用</li> <li>部活動指導員の継続配置と増員</li> </ul> <p>② 健康教育・安全教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各学校での食育の充実</li> <li>情報モラル教育の充実と徹底、保護者への啓発</li> </ul>

指標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
① 運動やスポーツをする習慣を定着させる取組	新体力テスト（小5、中2） 各種目全国平均値以上	コロナ禍において、各学校でできる範囲で実施（全国平均との比較不可能）	全種目で全国平均値以上（全8種目）	B
	スポコン広場チャレンジランキングゾーンへの登録	11校	11校	
	部活動外部指導者数	(11)名	12名	
	生活リズムチェックの実施	15校実施	15校実施	

<p>② 健康教育・安全 教育の推進</p>	<p>「食に関する指導」を位置付け</p> <p>火災・地震・不審者・水害等の避難訓練の実施</p> <p>交通安全教室の実施</p> <p>情報モラル教育の実施</p>	<p>15 校実施</p> <p>全小中学校 2 回以上実施</p> <p>コロナ禍で できる指導 を実施した</p> <p>15 校実施</p>	<p>15 校実施</p> <p>全小中学校 2 回以上 実施</p> <p>11 小学校</p> <p>15 校実施</p>	
----------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------	--

点検及び評価シート 8

1 主要施策名	特別支援教育の充実
2 取組・事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実</li> <li>② 就学前における支援の充実</li> <li>③ 安全・安心かつ効果的に学べる環境整備</li> <li>④ 専門性の向上と支援体制の整備・充実</li> </ul>
3 担当課	学校教育課
4 取組・事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一貫した継続性のある指導支援の充実を図る。</li> <li>② 幼児の実態と教育的ニーズに対して、適切な学習環境を提供するための支援に努める。</li> <li>③ 特別な支援を必要とする児童生徒が、安全・安心かつ効果的に学べる教育環境の整備を推進する。</li> <li>④ 特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため、教職員の専門性向上と組織体制の整備を図る。</li> </ul>
5 取組・事業の内容と取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい児等教育支援事業の実施</li> <li>・家庭及び福祉機関との連携強化</li> </ul> </li> <li>② 就学前における支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学に向けた相談活動・支援の充実</li> <li>・保育園・幼稚園・児童発達支援センター等への訪問実施</li> </ul> </li> <li>③ 安全・安心かつ効果的に学べる環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な支援を要する児童生徒の実態に対応した合理的配慮の提供</li> <li>・特別支援教育支援員の配置</li> <li>・通級指導教室の充実</li> <li>・特別支援学校との連携</li> <li>・スクールカウンセラーの活用</li> </ul> </li> <li>④ 専門性の向上と支援体制の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育研修会の実施</li> <li>・特別支援就学担当者会の実施</li> </ul> </li> </ul>
6 取組・事業の成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実</li> </ul> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月に市内小中学校、保育園・幼稚園・療育施設へチラシ等を配布し、家庭との連携を啓発した。</li> <li>・市の事業だけでなく、県の事業や特別支援学校のセンター機能を活用した巡回教育相談を実施した。</li> </ul>

- ・市の臨床心理士が関係機関と連携し、発達相談の回数や内容を充実させることができた。
- ・直方市独自のサポートノートを作成し、一貫した継続性のある支援の充実を図った。

**【課題】**

- ・相談案件の増加への対応と関係機関との連携を図ること。

② 就学前における支援の充実。

**【成果】**

- ・未就学児に対する就学相談を実施した。また、市内の保育園・幼稚園・療育施設の訪問による情報収集、市内小中学校及び特別支援学校の学校見学、体験授業参加への支援を行った。
- ・市配置の臨床心理士の活用により、きめ細かな就学相談を実施することができた。

**【課題】**

- ・相談案件の増加への対応と関係課との連携及び、保育園、幼稚園との連携の充実。

③ 安全・安心かつ効果的に学べる環境整備

**【成果】**

- ・学校教育係担当者の訪問による通級による指導教室の指導状況の把握と指導担当者との児童・生徒の入退級協議を適宜行った。さらに、感田小学校への新設要望を行った。
- ・スクールカウンセラーや特別支援学校と連携し、特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制を充実させることができた。

**【課題】**

- ・感田小学校の新設要望は、実現できなかった。

④ 専門性の向上と支援体制の整備・充実

**【成果】**

- ・市主催研修において、就学事務担当者や特別支援教育支援員を対象とした研修会を実施した。
- ・特別支援教育支援員を 32 名配置し、個に応じた指導を充実させた。(小学校 25 名、中学校 7 名)

**【課題】**

- ・特別支援教育支援員の人材確保
- ・継続的な専門研修の実施

7 取組・事業の今後の方向性等	① 就学相談や発達相談の件数の増加への対応 ② 特別支援学校等の関係機関との連携の推進 ③ 継続的な専門研修の実施と内容の充実 ④ 特別支援教育支援員の人材確保
-----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
① 連続性のある多様な学びの場における教育の充実	臨床心理士による発達相談の実施	124 件	100 件	A
② 就学前における支援の充実	臨床心理士による就学相談の実施	176 件	100 件	
③ 安全・安心かつ効果的に学べる環境整備	児童生徒の実態に応じた支援員の配置	32 名の配置	32 名の配置	
④ 専門性の向上と支援体制の整備・充実	就学事務担当者、特別支援学級担当者、特別支援教育支援員研修会の実施	2 回	1 回	

点検及び評価シート 9

1 主要施策名	信頼される学校づくりの推進
2 取組・事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教職員研修の改善・充実</li> <li>② 学校運営・評価システムの充実</li> <li>③ 学校・家庭・地域の連携強化</li> <li>④ 学校危機管理の徹底</li> </ul>
3 担当課	学校教育課
4 取組・事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の教育力を高めるために、教職員の資質や指導力を高める研修や支援体制の充実に努める。</li> <li>② 学校評議員制度や学校評価の充実を図る学校運営の改善を推進する。</li> <li>③ コミュニティ・スクールの推進を図り、地域住民等と連携した教育活動の充実を図る。</li> <li>④ 児童生徒の安全教育の充実と教職員の危機管理対応能力の向上を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を密にした安全対策を推進する。</li> </ul>
5 取組・事業の内容と取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教職員研修の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫教育推進のための研修会の充実</li> <li>・教育委員会指定研究委嘱校への指導・支援</li> <li>・各種担当者研修会の充実</li> <li>・研修会への参加奨励と指導・支援</li> <li>・教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援</li> <li>・教育研究所研究員に対する継続的な研究支援</li> <li>・不祥事防止研修会の実施</li> </ul> </li> <li>② 学校運営・評価システムの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評議員制度の充実及び学校「自己評価」「関係者評価」の公表・報告の推進</li> <li>・学校評価を活用した保護者や地域の信頼に応える学校づくりの推進</li> <li>・人事評価に基づく計画的な人材育成の推進</li> </ul> </li> <li>③ 学校・家庭・地域の連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等を活用した学習指導の支援</li> <li>・地域人材や学生を活用した教育活動や補充学習の拡充</li> <li>・情報モラル等の育成に係る PTA や家庭との連携・協働の強化</li> <li>・教育委員会だより「直方の教育」の発行</li> <li>・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）研究校指定</li> </ul> </li> <li>④ 学校危機管理の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関（警察、消防署、庁内関係各課）や地域団体等との連</li> </ul> </li> </ul>

	<p>携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校危機管理マニュアル」「安全マップ」の見直しと徹底</li> <li>・通学路の安全点検及び整備促進</li> </ul>
<p>6 取組・事業の成果と課題</p>	<p>① 教職員研修の改善・充実</p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直方第三中学校区、植木中学校区を研究指定し、授業力を高めるための研究発表会、授業研究交流会、校内研修等で指導助言を行った。</li> <li>・令和元年度より3カ年で、全教職員を対象に救命救急講習会の実施(コロナ禍において学校単位で実施)</li> <li>・教育論文・実践記録の応募奨励と継続的な指導・支援を行った。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における研修体制や研修内容を整える必要がある。</li> </ul> <p>② 学校運営・評価システムの充実</p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育目標の実現状況を計るために「学校の自己評価」を実施し、次に学校評議員や地域住民、保護者など地域人材による外部評価を実施し、地域からの信頼を得るよう指導した。</li> <li>・各学校より、3月末に評価結果を報告させた。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校改善を目指す学校評価のあり方と公表の仕方について今後とも保護者・地域へ発信していく必要がある。</li> </ul> <p>③ 学校・家庭・地域の連携強化</p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区において学習規律や基本的な生活習慣の定着を目指した家庭学習の手引きやリーフレットを配布し、保護者・地域との連携を図った。</li> <li>・「家庭学習の習慣化」を図るため、放課後学習を実施した。</li> <li>・コミュニティ・スクール研究指定校(3校)の組織づくりができた。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における家庭地域と連携した取り組みの充実を図る必要がある。</li> </ul> <p>④ 学校危機管理の徹底</p> <p><b>【成果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、自然災害、不審者、救急救命、学校事故等の危機管理について、教職員の具体的な動きがわかるようなマニュアルの共通理解の徹底を図った。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路安全プログラムに基づき、保護者と連携した通学路点検を実施し、関係機関・庁内関係課と連携した安全対策を行うことができた。</li> <li>・「学校連絡メール」を活用し、学校や保護者、地域住民に情報提供し、緊急時の対応を行った。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・教育委員会が関係機関と連携して、コロナ禍の災害時における危機管理の充実を図る必要がある</li> </ul>
7 取組・事業の今後の方向性等	<p>① 教育論文、実践記録への応募を奨励し、教員の指導力向上へつなげる。</p> <p>② 各学校において、家庭や地域と連携を深め、特色のある教育活動を展開する。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
① 教職員研修の改善・充実	教育論文の応募数 20 点以上 (各学校 1 点以上)	15 点	20 点	B
② 学校運営・評価システムの充実	自己評価・関係者評価の実施と公表	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	自己評価 関係者評価 実施 100% 公表 100%	
③ 学校・家庭・地域の連携強化	研究指定校でのコミュニティ・スクール準備委員会の開催	年 4 回	年 3 回	
④ 学校危機管理の徹底	地域・保護者と連携した通学路安全点検の実施	実施率 100%	実施率 100%	

点検及び評価シート 10

1 主要施策名	幼児教育の充実
2 取組・事業名	① 幼稚園協会、保育園協会及び関係機関の幼児教育研修の実施 ② 保育所、幼稚園、認定こども園への訪問 ③ 保・幼・小が連携した教育プログラムの検討 ④ 保育所等への電子申請の導入 ⑤ 保育関連施設の整備 ⑥ 保育所等の ICT 化促進事業の実施 ⑦ 保育所、幼稚園、認定こども園の合同就職説明会の実施
3 担当課	こども育成課
4 取組・事業の目標	幼児期から引き続いて学齢期に向けて一貫して対応し、子どもの能力、可能性を最大限に伸ばすための幼児教育を充実させ、保育関連施設の整備を検討する。
5 取組・事業の内容と取組状況	① 幼児教育研修の実施 ② 幼児教育推進のための園への積極型訪問実施の検討 ③ 就学前教育プログラムの検討 ④ 保育所等の入所調整の効率化を図る ⑤ 保育所の更新に伴う整備費用補助及び、申請支援の実施 ⑥ 保育所等の ICT 化に伴う費用補助及び、申請支援の実施 ⑦ 保育士確保支援策の充実を図る
6 取組・事業の成果と課題	①幼稚園協会、保育園協会及び関係機関の幼児教育研修の実施 <b>【成果】</b> 外部研修については、コロナ禍でもあり遠隔地でも参加できるよう研修用ビデオや機材購入を認める補助としていたが、令和4年度昨年を最終年度とし環境整備を行った。 □令和4年度 研修事業補助金 幼稚園協会    975,000円 保育協会      1,000,000円 <b>【課題】</b> コロナ禍で対面による外部研修ができず、非対面による研修を続けてきたため、対面による実践的な研修が出来ていない。令和5年5月には新型コロナの感染症法の位置づけも変更になったことから、今後は対面の研修で保育士等のより実践的なスキルアップを図っていききたい。 ②保育所、幼稚園、認定こども園への訪問 <b>【成果】</b> コロナ禍であり、園への外部者の訪問受け入れが難しく、令和4年度は訪問できていない。 <b>【課題】</b> 令和5年5月より新型コロナの感染症法の位置づけも変更になったことから、積極的に専門家と園を訪問し、まずは市内各園の状況の把握から始めていきたい。 ③就学前教育についてのプログラム作成を目標とし、小学校と保

育所・幼稚園等との連携強化を検討。

**【成果】**

他市の状況やプログラムの情報収集を実施

**【課題】**

学校教育課と連携し、就学前教育プログラムの具体化を検討

④ 保育所等への電子申請の導入

**【成果】** 電子申請システムは導入済(義務化)

**【課題】** システムの運用面において今後、内部事務に調整が必要

⑤ 保育関連施設の整備

市内3園について、施設整備準備を実施。

1園については施設整備の国への協議書を令和4年4月に提出。事業年度は令和4年度。

もう1園についても施設整備の国への協議書を令和4年4月に提出。事業年度は令和4～5年度。

残りの1園については、令和4年6月に国への協議書を提出。事業年度は令和4～5年度。

⑥ 保育所等のICT化

保育所等の業務をICT管理することで、保育士の受け持つ事務負担の軽減させるほか、今まで以上に子供たちと接する時間が増えることにより安心して保育業務に集中できることを目的としている。システムの導入にあたっては、以下の条件を満たしたものを補助の対象としている。

- ・保育に関する計画・記録に関する機能
- ・園児の登園および降園の管理に関する機能
- ・保護者との連絡に関する機能

**【成果】**

令和4年度 システム導入した保育所(導入費用を補助)

※国1/2、市1/4、事業所1/4

各保育園 750,000円×5園=3,750,000円

**【課題】**

昨年からの事業で、システムが導入済みの園が7園となった。今後も他の園に関してもシステム導入が行えるよう、支援を継続していきたい。

⑦ 保育所、幼稚園、認定こども園の合同就職説明会の実施

**【成果】** 令和4年7月31日 直方イオン(イオイホール)

15名来場

**【課題】** コロナ禍になり令和4年度は年1回の開催であったが、次年度以降は就職機会を増やすために、複数回の開催を検討したい。

7 取組・事業の今後の方向性等	保育所・幼稚園においては研修と実践を通じた幼児教育の質の向上、また、保育所等での ICT 化を促進していくことで保育士の事務軽減を図り、ひいては保育に掛けられる時間が増えることにより保育の質の向上を目指していきたい。
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
① 幼児教育研修の実施	① 研修会の延べ参加人数	400 人	310 人	B
② 園への巡回相談	② 園への訪問の実施	2 回	3 回	
③ 教育プログラムの検討	③ 検討会議の開催	0 回	3 回	
④ 保育所等への電子申請の導入	④ 電子申請の導入の検討	R5.4 導入	R5.4 導入	
⑤ 保育関連施設の整備	⑤ 施設整備協議書の提出	3 園	3 園	
⑥ ICT 化促進事業の実施	⑥ 保育士の事務軽減のためのシステム導入	5 園	5 園	
⑦ 合同就職説明会	⑦ 合同就職説明会参加人数 合同就職説明会参加園	15 人 12 園	10 人 14 園	

点検及び評価シート 11

1 主要施策名	発達支援の充実
2 取組・事業名	保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談
3 担当課	こども育成課
4 取組・事業の目標	発達に支援が必要な子どもを乳幼児期から学齢期まで一貫して支援を行い児童の自立と社会参加の支援を行う。
5 取組・事業の内容と取組状況	保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談
取組・事業の成果と課題	<p>保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談体制の確立</p> <p><b>【成果】</b>          令和4年度 巡回相談申込 16件                            保育園 8園                            認定こども園 1園                            訪問・面談等の回数 22回</p> <p><b>【課題】</b>          保育所、幼稚園、認定こども園への巡回相談体制の確立については、支援を要する乳幼児を保育する保育士を支援するため、保育所、幼稚園、認定こども園からの依頼を受けて、保育士がコーディネートを行い、保健師及び臨床心理士等が園を訪問し相談を受け、こどもの個性にあわせた園での対応方法を教授した。</p>
7 取組・事業の今後の方向性等	巡回相談については、相談の対象となる子どもの状況に応じて、保育所・幼稚園のクラス運営に関わることと乳幼児健診のフォローとして療育につなげることに分けて支援していくことが必要。それぞれの専門職が対応していく体制を整える。

指標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
① 園への相談体制の確立	① 巡回相談実施	22回	30回	B

点検及び評価シート 12

1 主要施策名	子ども・家庭支援の充実
2 取組・事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 子育て情報の周知</li> <li>② 子育て支援事業や保育所などの利用にあたっての支援</li> <li>③ 地域子育て支援センターでの多世代交流の促進</li> <li>④ 地域子育て支援センターの商店街への移転</li> <li>⑤ 3歳児を対象とした絵本配布事業の実施</li> <li>⑥ 幼少期における社会性発達基盤の確立のための親を対象とした研修の実施</li> <li>⑦ 学童クラブ施設の整備</li> </ul>
3 担当課	こども育成課
4 取組・事業の目標	<p>幼児期から引き続いて学齢期に向けて一貫して対応し、子どもの能力、可能性を最大限に伸ばすための幼児教育の充実、学童保育施設の整備を推進する。</p>
5 取組・事業の内容と取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子育て情報誌「子育てガイド」の作成</li> <li>②利用者支援事業を利用し、保護者からの個別の相談に対応</li> <li>③筑豊高校での子育てサロンの開催</li> <li>④多世代交流スペース「ここっちゃん」への移転</li> <li>⑤絵本配布事業の実施</li> <li>⑥0歳児の赤ちゃんを持つ親を対象とした研修の実施</li> <li>⑦学童クラブの増設及び老朽備品の更新</li> </ul>
6 取組・事業の成果と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>①子育て情報の周知 <ul style="list-style-type: none"> <li>【成果】</li> <li>子育て情報誌「子育てガイド」を作成。子育て支援センターや市役所窓口等での配布を行った。さまざまな情報をひとまとめにしており、見やすくわかりやすいと好評を得ている。</li> <li>□令和4年度 年1回更新</li> <li>【課題】</li> <li>情報が常に新しくなるので陳腐化しないように常に更新する必要がある。</li> </ul> </li> <li>②子育て支援事業や保育所などの利用にあたっての支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>【成果】</li> <li>保育園、幼稚園、認定こども園の情報を収集。各園で作成されたパンフレットの配布を実施。希望する園からは、直接広報活動を受け入れ、保育所、幼稚園、認定こども園へ入園を希望する保護者に情報提供を実施。</li> <li>【課題】</li> <li>コロナ禍で保育園・幼稚園の見学が制限されていたこともあり、保護者には園に関しての情報が少なく、園を選ぶ際の相談が多かった。今後も保育園・幼稚園と連携し、利用についての支援を継続していく必要がある。</li> </ul> </li> <li>③子育て支援センターでの多世代交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>【成果】</li> <li>筑豊高校と市では事業協定を締結済。令和4年度も筑豊高校に</li> </ul> </li> </ul>

子育てサロン（ちくちくワンダーランド）を開設し、子育て支援事業を継続している。子育て支援センターがユメニティ直方で子育て広場を実施するときは、筑豊高生がボランティアで参加するなど高校生との交流を続けている。

令和4年度 7回実施

子育てサロン参加者（延べ人数）

大人 43人、子ども 44人、高校生 87人

**【課題】**

交流内容の更なる充実を図ることが必要。また、地域交流・多世代交流の横展開を目指す。

④ 地域子育て支援センターの商店街への移転

**【成果】**

2月～3月にかけて引越をし、3/21にSDGsパートナーである企業と「ここっちゃ」でプレイベントを開催。市内の幼稚園に広く声掛けをし、親子参加型「キッズ大工」をここっちゃ前の商店街で開催し、多くの方の参加があった。

4/1 オープン

**【課題】**

商店街と協同した事業の展開を検討していく

⑤ 3歳児を対象とした絵本配布事業

**【成果】**

**【課題】**

⑥ 0歳児の赤ちゃんをもつ両親を対象として育児講座および絵本の読み聞かせ講座を実施。

**【成果】**

- 令和4年度 育児講座・絵本の読み聞かせ講座  
4回実施（予定 4回）

**【課題】**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら事業の継続を実施。保育士等の不足により研修の際の代替職員の確保が難しいが新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、研修が遠隔地でも参加できるようになった。

⑦ 北小学童クラブCの新設

体育館会議室より教室へ移転するため、移転先の教室床の張り替え、およびエアコンの設置を行った。

7 取組・事業の今後の方向性等	「子育てガイド」を令和4年度においても発行する。また、「つながるのおがた」や「LINE」を使った子育て情報の発信を積極的に行う。子育てサロンにおいては地域交流の更なる促進を図っていく。
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

指標	指標の概要	現状値	目標値	達成状況
①子育て情報の周知	①「子育てガイド」発行部数	1,000冊	1,000冊	B
②子育て支援事業や保育所などの利用にあたっての支援	②延べ相談件数	207件	240件	
③地域子育て支援センターでの多世代交流の促進	③子育てサロンの参加人数	174人	210人	
④地域子育て支援センターの商店街への移転	④支援センターの商店街への移転	実施	移転実施	
⑤3歳児を対象とした絵本配布事業の実施	⑤絵本の配布部数	400冊	400冊	
⑥幼少期における社会性発達基盤の確立のための親を対象とした研修の実施	⑥育児・絵本の読み聞かせ講座の参加人数	40組	80組	
⑦学童クラブ施設の整備	⑦北学童クラブCの増設	R5.4開設	北C増設	



点検及び評価シート 13

1 主要施策名	社会教育活動の充実																																																																																																				
2 取組・事業名	① 中央公民館主催講座の充実 ② 地域の社会教育活動の推進 ③ 社会教育団体に対する活動の支援																																																																																																				
3 担当課	文化・スポーツ推進課																																																																																																				
4 取組・事業の目標	① 心の豊かさや生きがいをづくりのため、中央公民館主催講座をライフスタイルや価値観の多様化に対応した内容に充実させ、生涯学習を支援するとともに、学びを通じた仲間づくり・世代間交流の促進を図る。 ② 地域の高齢者による学習支援ボランティアが、自分の経験や知識、特技を披露する場として、子どもたちとの交流の場を設けることにより、高齢者の生きがいをづくりや学習意欲を喚起するとともに子どもたちの体験学習を支援する。 ③ 社会教育団体の自発的学習活動の活性化や継続に向けた活動支援を図るとともに、団体等との連携に努める。																																																																																																				
5 取組・事業の内容と取組状況	① 中央公民館主催講座の充実 市内居住者および通勤者を対象とした、初心者向けの「趣味の講座」、おおむね60歳以上を対象とした「はつらつ塾」を主催。また、市民ニーズのサンプリングや、新たな分野の講座の開拓のため、短期講座を企画・実施した。 <b>【実施状況】</b> ■ 趣味の講座（全8講座） <table border="1" data-bbox="550 1160 1377 1574"> <thead> <tr> <th>講座名</th> <th>実施回数</th> <th>募集定員</th> <th>応募者数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>社交ダンスポピー</td><td>30</td><td>15</td><td>24</td><td>23</td></tr> <tr><td>ボディメイク</td><td>20</td><td>20</td><td>15</td><td>12</td></tr> <tr><td>和紙人形</td><td>20</td><td>10</td><td>9</td><td>8</td></tr> <tr><td>初心者向けろうけつ草木染め</td><td>30</td><td>12</td><td>13</td><td>12</td></tr> <tr><td>絵画</td><td>30</td><td>12</td><td>16</td><td>15</td></tr> <tr><td>お煎茶</td><td>20</td><td>10</td><td>14</td><td>13</td></tr> <tr><td>健康のための社交ダンス</td><td>30</td><td>15</td><td>16</td><td>15</td></tr> <tr><td>華道</td><td>20</td><td>10</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>初心者向けドラマ</td><td>20</td><td>15</td><td>20</td><td>18</td></tr> </tbody> </table> ■ はつらつ塾（全8講座） <table border="1" data-bbox="550 1615 1377 2029"> <thead> <tr> <th>講座名</th> <th>実施回数</th> <th>募集定員</th> <th>応募者数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>健康体操（水曜日）</td><td>20</td><td>25</td><td>46</td><td>24</td></tr> <tr><td>健康体操（木曜日）</td><td>20</td><td>25</td><td>46</td><td>23</td></tr> <tr><td>歌声サロン</td><td>10</td><td>58</td><td>64</td><td>31</td></tr> <tr><td>俳句</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>13</td></tr> <tr><td>民謡</td><td>20</td><td>15</td><td>16</td><td>14</td></tr> <tr><td>気功体操（午前）</td><td>20</td><td>25</td><td>32</td><td>22</td></tr> <tr><td>気功体操（午後）</td><td>20</td><td>25</td><td>31</td><td>24</td></tr> <tr><td>健康づくり体操（午前）</td><td>20</td><td>25</td><td>45</td><td>24</td></tr> <tr><td>健康づくり体操（午後）</td><td>20</td><td>25</td><td>34</td><td>26</td></tr> </tbody> </table>	講座名	実施回数	募集定員	応募者数	受講者数	社交ダンスポピー	30	15	24	23	ボディメイク	20	20	15	12	和紙人形	20	10	9	8	初心者向けろうけつ草木染め	30	12	13	12	絵画	30	12	16	15	お煎茶	20	10	14	13	健康のための社交ダンス	30	15	16	15	華道	20	10	11	11	初心者向けドラマ	20	15	20	18	講座名	実施回数	募集定員	応募者数	受講者数	健康体操（水曜日）	20	25	46	24	健康体操（木曜日）	20	25	46	23	歌声サロン	10	58	64	31	俳句	10	12	14	13	民謡	20	15	16	14	気功体操（午前）	20	25	32	22	気功体操（午後）	20	25	31	24	健康づくり体操（午前）	20	25	45	24	健康づくり体操（午後）	20	25	34	26
講座名	実施回数	募集定員	応募者数	受講者数																																																																																																	
社交ダンスポピー	30	15	24	23																																																																																																	
ボディメイク	20	20	15	12																																																																																																	
和紙人形	20	10	9	8																																																																																																	
初心者向けろうけつ草木染め	30	12	13	12																																																																																																	
絵画	30	12	16	15																																																																																																	
お煎茶	20	10	14	13																																																																																																	
健康のための社交ダンス	30	15	16	15																																																																																																	
華道	20	10	11	11																																																																																																	
初心者向けドラマ	20	15	20	18																																																																																																	
講座名	実施回数	募集定員	応募者数	受講者数																																																																																																	
健康体操（水曜日）	20	25	46	24																																																																																																	
健康体操（木曜日）	20	25	46	23																																																																																																	
歌声サロン	10	58	64	31																																																																																																	
俳句	10	12	14	13																																																																																																	
民謡	20	15	16	14																																																																																																	
気功体操（午前）	20	25	32	22																																																																																																	
気功体操（午後）	20	25	31	24																																																																																																	
健康づくり体操（午前）	20	25	45	24																																																																																																	
健康づくり体操（午後）	20	25	34	26																																																																																																	

	<p>■ 短期講座（全1講座）</p> <table border="1" data-bbox="560 241 1364 398"> <thead> <tr> <th>講座名</th> <th>実施回数</th> <th>募集定員</th> <th>応募者数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初心者向けアコースティックギター講座</td> <td>7</td> <td>16</td> <td>26</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 地域の学習支援ボランティアが学校を訪問し、講座で学んだ内容及び今までの経験や知識、特技を活かし、子どもたちの総合学習等の場で教えた。 市内11小学校等を中心に訪問し、85回のふれあい交流で、延べ553名が参加した。</p> <p>③ 芸術、歴史、芸能及び文化、スポーツ振興、青少年育成に関する団体や連合体が行う事業に対して支援を行う「社会教育活動費補助金」や校区の子供たちの活動に対して支援を行う「直方市アンビシャス活動助成金」の制度を活用し、その活動の一部を補助する形で自発的学習活動の活性化に取り組んでいる。</p>	講座名	実施回数	募集定員	応募者数	参加者数	初心者向けアコースティックギター講座	7	16	26	15
講座名	実施回数	募集定員	応募者数	参加者数							
初心者向けアコースティックギター講座	7	16	26	15							
<p>6 取組・事業の成果と課題</p>	<p>① 中央公民館主催講座の充実</p> <p><b>【成果】</b> 講座の企画において、場所や費用面でのハードルを極力低く設定し、誰もが参加しやすい学習の機会となるよう工夫したことから、講座によって差異はあるものの、多数の応募を受け、市民の学習意欲や学習環境に対するニーズを確認した。また、短期講座の企画実施により、需要の高い分野をある程度把握することができた。講座内では、自主運営が定着してきており、「仲間づくり」が促進され、市民の社会参加の機会としての役割を担っていると感じられた。</p> <p><b>【課題】</b> 広く学習の機会を提供し、各ライフステージでの学びを支援する目的を持つ本事業であるが、受講者の年齢が大きく高齢者層に偏っており、「高齢者の生きがいくくり」に集中した成果となっている。短期講座の応募状況から鑑みると、若年・中年層へのアプローチには、講座の内容や開催時間等の工夫が必要である。</p> <p>また、長期継続している講座において、リピーターの受講者が定着してきており、新規受講者の参加率が低い状況にある。あくまでも主催講座への参加は、学習や社会参加の「きっかけ」であり、講座で醸成されたコミュニティが自主的な地域活動団体へ発展するよう促す必要がある。</p> <p>② 地域の社会教育活動の推進</p> <p><b>【成果】</b> 高齢者の生きがいくくり、子どもとの世代間交流、学校の学習指導支援など生涯学習の推進・学校と地域との連携強化に一定の効果を上げている。</p> <p><b>【課題】</b> 支援者の高齢化が進んでおり、支援者の確保が難しくなっている。</p>										

	<p>③ 社会教育団体に対する活動の支援</p> <p><b>【成果】</b> 直方文化連盟、筑豊美術協会、直方警察署少年補導員連絡会、直方市青少年育成会市民会議へ補助金を交付し、活動の支援を行った。</p> <p><b>【課題】</b> コロナ禍において活動を縮小していた社会教育団体が、問題なく活動を再開できるよう支援を継続する必要がある。</p>
7 取組・事業の今後の方向性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主催講座の目的は、全てのライフステージを対象としたものであることから、あらゆる世代の市民ニーズを捉えたコンテンツを提供するため、新たな講師の選定や講座内容のブラッシュアップを図る。</li> <li>・ 主催講座の本来の趣旨を全うするため、現在事業の大きな比重を占める、60歳以上を対象とした「はつらつ塾」の講座について、高齢者支援・健康づくり担当課と今後の在り方を検討する。</li> <li>・ 数年に渡る長期受講者の卒業や、継続講座の自主サークル化を働きかけ、地域活動の推進につなげる仕組みづくりを行うとともに、講座の新規性や魅力向上を図り、受講者の循環を正常化する。</li> <li>・ 年間企画としての主催講座に限らず、単発企画としての短期講座の充実を図り、生涯学習の窓口としての役割を強化する。</li> <li>・ 昨今、リカレント教育やリスクリングの重要性が議論されるなか、生涯学習におけるロードマップを整備し、世代別・目的別の学びの機会を創出することが必要になると考えられる。今後、講座内容を整理するとともに、オンライン講座などの形態も取り入れる等、主催講座の在り方を再検討していく。</li> <li>・ ふれあい交流事業においては、地域の社会教育活動に関わる担い手の高齢化と固定化が進んでおり、幅広い層への働きかけが必要である。</li> <li>・ 社会教育団体の活動の支援育成を引き続き行っていく。</li> </ul>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
① 公民館主催事業の充実	主催講座数 主催講座参加者数	16 講座 328 人	20 講座 300 人	<b>B</b>
② 地域の社会教育活動の推進	ふれあい交流実施回数	85 回	80 回	<b>A</b>
③ 社会教育団体の活動支援	支援実施団体数	10 団体	18 団体	<b>B</b>

点検及び評価シート 14

1 主要施策名	文化施設の振興
2 取組・事業名	① 指定管理者と連携した魅力的な文化施設の活用と運営 ② 文化施設間の連携強化 ③ 市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実
3 担当課	文化・スポーツ推進課
4 取組・事業の目標	① 文化施設の運営を行っている指定管理者と連携し、各施設の特色を活かして管理運営を行う。 ② 各文化施設間の連携を強化し魅力的な運営を行う。 ③ 市民文化祭の活性化を図り、市民の文化活動の充実を目指す。
5 取組・事業の内容と取組状況	① 指定管理者と連携した魅力的な文化施設の活用と運営 ユメニティのおがたをはじめとした各文化施設とは密に連絡を取り、指定管理者の年間事業に必要なに応じて協力を行った。 直方谷尾美術館と連携し、直方の未来を担う子どもたちに芸術に触れる機会を創出し、個性を伸ばし想像力を育むために「第2回のおがた子どもアート大賞展」を開催し、993点の応募があった。 ② 文化施設間の連携強化 直方市こども育成課と共催で、ユメニティのおがた小ホールを会場に子育て広場を開催した。その中で読み聞かせ開催、保護者への読書アドバイスを行っている。また、ユメニティのおがたの乳幼児向け事業では、音楽と読み聞かせをコラボさせるなど、新たな取り組みを始めた。 ③ 市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般芸能（ステージ）の部の開催を中止したが、令和4年度は3年ぶりに再会した。展示の部・ステージの部ともにコロナ禍以前の参加者数を下回ったものの、来場者数は増加しており、市民の文化・芸術活動への意欲・興味の回復の一助とすることが出来た。
6 取組・事業の成果と課題	<p><b>【成果】</b>                  子育て関連の事業に加え、「のおがた子どもアート大賞展」など従来はないイベントを開催することで、新たな文化施設の魅力を発信でき、連携も強化されたと考える。</p> <p><b>【課題】</b>                  今回経験した連携をもとに、各施設の魅力や強みを活かした事業を継続的に行うことができるかが課題である。また、他地域美術館との巡回展に関しては、十分に集客ができなかったため、事業の方向性は考えなければならない。</p>

7 取組・事業の今後の方向性等	令和 5 年度では美術館の他地域美術館との巡回展に関して昨年度の反省を生かし、魅力ある企画していきたい。このような既存の取り組みのブラッシュアップに加え、新たな取り組みを今後増やしていき、各文化施設の魅力を最大限に発揮できるような取り組みを継続して行っていく予定である。
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
① 指定管理者と連携した魅力的な文化施設の活用と運営	文化施設の年間利用者数	187,973 人	220,000 人	B
② 文化施設間の連携強化	文化施設間連携イベントの回数	1 回	3 回	
③ 市民文化祭の活性化等、市民の文化活動の充実	市民文化祭の参加人数	964 人	2,000 人	

点検及び評価シート 15

1 主要施策名	スポーツの振興
2 取組・事業名	① スポーツ推進委員や各団体及び庁内関係課と連携した市民のスポーツ活動促進 ② 市民の誰もがスポーツに参加できる環境づくりのため、地域とスポーツ推進委員が連携をとれる体制づくりの推進
3 担当課	文化・スポーツ推進課
4 取組・事業の目標	① スポーツ推進委員等関係団体と連携して、市民がスポーツに親しめる機会を創出する。 ② 市民の誰もがスポーツに参加できる環境づくりのため、地域とスポーツ推進委員が連携をとれる体制づくりを進める。
5 取組・事業の内容と取組状況	① スポーツ推進委員や地域総合スポーツクラブ、庁内関係課と連携し市民のスポーツ活動を以下の通り推進した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・4/21～6/30 仙人体操&amp;ダンスフィットネス教室 10回 22名</li> <li>・5/9～6/20 ソフトテニス教室 7回、15名</li> <li>・5/10～7/12 ヒップホップダンス教室 10回、24名</li> <li>・6/26 親子着衣水泳教室 1回 8組 18名</li> <li>・7/16～8/27 ミニバスケットボール教室 5回、36名</li> <li>・7/25～8/22 こども陸上教室 7回、46名</li> <li>・7/25～8/22 サッカー教室 4回、25名</li> <li>・9/1～10/13 硬式テニス教室 7回、17名</li> <li>・9/18 子供卓球教室 100名超の参加申込 【台風のため中止】</li> <li>・9/15～11/24 ヨガ教室 10回、33名</li> <li>・10/2 体力テスト会 9名</li> <li>・10/4～11/3 弓道教室 10回、5人</li> <li>・10/4～11/15 卓球教室 7回、14名</li> <li>・10/7～11/18 フラダンス教室 7回、12名</li> <li>・10/23 カヌー川下り体験会 17名</li> <li>・10/30～11/13 小学生相撲教室 3回、74名</li> <li>・11/9 グラウンドゴルフ大会 75名</li> <li>・11/23 直方市子ども紙ヒコーキ大会 10名</li> <li>・12/4 ボッチャ体験会 【調整できず中止】</li> <li>・12/14～1/18 ソフトバレー教室 5回、13名</li> <li>・5月～3月 市民総合体育大会 13団体、1336名</li> <li>・8月～11月 県民体育大会 7団体、150名</li> </ul> ② 各校区からスポーツ推進委員の推薦を受けた委員を任命し、全4回のスポーツ推進委員協議会等を開催した。また、スポーツ推進委員会により、小学校向けのカヌー教室が3回開催された。 直方市体育協会をはじめとした直轄地域市町及び体育協会との連携事業として、コロナ禍で3回見送られていた直轄一周駅伝競走大会においてもスポーツ推進委員との連携を行った。

<p>6 取組・事業の成果と課題</p>	<p><b>【成果】</b>          既存教室やトップアスリート事業の一環として元関取皇牙（おうが）による「子供相撲教室」を企画し、伝統的なスポーツでもある相撲を、より身近なものとして感じてもらえることができた。          また、コロナ禍で中止が続いた市民総合体育大会や福岡県民総合体育大会が再開され、多くの老若男女の参加が見られた。</p> <p><b>【課題】</b>          アフターコロナを見据え、子供たちへのスポーツに触れ合うきっかけづくりや、大人の方の運動習慣を回復させるため、市の体育施設やその他資源を活用について、検討が必要。</p>
<p>7 取組・事業の今後の方向性等</p>	<p>スポーツへの市民の関心を醸成し、スポーツを通じた元気で活力のある市民生活の構築のためには、今後も魅力的なスポーツ教室や体験会の実施を検討し、利用しやすい環境づくりが必要。          令和5年度においては、アフターコロナを配慮しながら、各種教室の開催のほか、トップアスリートとのふれあいや体験教室の実施を行っていく。          また、改修を行った市体育館をはじめとした体育施設等の利用促進に向けた改善の積み重ねや地域でのスポーツクラブの利用促進・支援等により、多くの市民の日常的にスポーツを楽しみ、体を動かす機会の提供に努める。          また、今後の市内の運動施設の在り方や市のスポーツ基本計画の見直しに向けた方針の検討や学校部活動改革の影響で子どもたちが不利益を被ることがないように、環境づくりにも努めていく。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
① 市民のスポーツ活動促進	スポーツ教室等種目数	14 種目	12 種目	B
	スポーツ教室参加者	354 人	500 人	
② 地域とスポーツ推進委員が連携をとれる体制づくりの推進	連携事業数	4 回	5 回	B

点検及び評価シート 16

1 主要施策名	青少年の健全育成と交流体験活動事業の充実
2 取組・事業名	① 青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 ② 子どもの才能の芽を育む事業の実施
3 担当課	文化・スポーツ推進課
4 取組・事業の目標	① 自然とのふれあい体験や様々な生活体験活動を通して、健やかで、豊かな人間性や志を持ち、たくましく生き抜く力を備えた青少年の育成を図る。また、地域の歴史や伝統文化に触れる活動を通して、郷土への誇りや愛着を持つ機会の充実を図る。 ② 音楽に関する高い知識と技術を有する者が、音楽という媒体をとおして、子どもたちに、普段の授業の中では得られない様々な体験や創作活動を行うことにより、子どもたちに自らの興味や関心の幅を広げ、深め、自分自身の感性を伸ばす機会を提供するとともに、子どもたちの無限の可能性を応援することを目的とする。
5 取組・事業の内容と取組状況	① 青少年の体験活動・世代間交流事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アート系イベント ～空想の動物土鈴づくり～27人（小学生） 2日間実施：延べ54人</li> <li>・ 職場体験【消防】（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）</li> <li>・ サイエンスショー～身近な科学を体験しよう～（台風接近により中止）</li> <li>・ 遠賀川「カヌー川下り」～17人（うち小学生9人，中学生2人，成人6人）</li> <li>・ 親子陶芸教室～高取焼を親子で学ぼう～36人（うち小学生20人，成人16人）</li> <li>・ 子ども紙ヒコーキ大会～直方大会～9人（小学生）</li> <li>・ 子ども将棋大会 ～14人（小学生）</li> </ul> ② 子どもの才能の芽を育む事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々なレーベルで活躍する音楽プロデューサー堤秀樹氏を講師に迎え、iPadを使用した作曲活動を行った。また、作成した音楽を音楽サイトにて配信した。</li> <li>・ 幼稚園音楽アウトリーチ事業では、市内8園ある幼稚園の内6つの幼稚園でコンサートを行い、幼児に生演奏を披露し、優れた音楽を直に体験してもらう事業を行った。</li> </ul>

<p>6 取組・事業の成果と課題</p>	<p>①青少年の体験活動・世代間交流事業の実施</p> <p><b>【成果】</b></p> <p>自然とふれあうことで冒険心を体感し、集団生活では協調性や責任感を育むとともに各地域間の交流や異年齢、異世代間でのふれあいを深めることができた。</p> <p>特にカヌー体験は、普段の陸上の生活からは見ることでできない直方市ならではの自然を生かした体験で、大人も子供も遠賀川からの風景を楽しむ貴重な体験となっており、デジタルの世界で得ることのできないチャレンジ精神を育み、また異世代間での交流により協調性や礼儀作法を学び、ゴールを目指す忍耐力・やり抜く力を見出すことができたと思料する。また、空想の動物土鈴づくりでは、土鈴の歴史を知り、粘土を使い自分だけの空想の動物を創造性豊かな作品を作ることにより豊かな心と養うとともに意欲的に取組む姿勢が感じ取れた。</p> <p>さらに、親子陶芸教室では、直方市発祥の高取焼の歴史を学び学芸員の講義を熱心に傾聴していた。参加した親子は市内で発掘された高取焼の実際に見て、触れることで興味を抱き、また「古高取を伝える会」の皆様からの指導を受け、独自の平皿や茶碗などを最後まで親子で作成することができた。</p> <p>小学1年生から6年生の年代の子供間及び親子のコミュニケーションを図ることができ、交流を通じて相互の理解が生まれたものと思料する。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>新たなイベント（事業）の試みはあったものの、全体を通して内容が固まってきている感がある。</p> <p>これからも多様性の社会にあった青少年の育成が図られるような取り組みが必要と思われ、また、ここ近年、天候やコロナ禍の影響による実施の判断にあたり、更なる安全対策の徹底が求められる中、スタッフ全員の安全管理に対する教育と参加者一人ひとりの安全行動の徹底が重要と考える。</p> <p>今後も新たな人的・文化的な要素を取り込み、直方ならではの文化や歴史に触れる機会を創出する必要がある。青少年事業は、毎年充実した内容であるものの中味が固定されていることが最大の課題であった。これにより、時代のニーズにあった青少年事業を行うために、令和2年度から大幅な内容の刷新を図ったが、コロナ禍の影響によるイベントの中止が余儀なくされ成果や課題を確認するに至っていない。</p> <p>多様性の時代にあったイベントを取入れ、事業目標に沿った事業を継続して行うことにより、健全かつ移り変わりの激しい時代に挑んでいけるような力強く独創性のある人材の育成に取り組んでいく。</p> <p>②子どもの才能の芽を育む事業の実施</p> <p><b>【成果】</b></p> <p>音楽制作事業では、少人数で年間を通して音楽制作に取りくむため、一人一人に寄り添った指導ができた。一つの曲を0から作るという他にはないクリエイティブな経験ができる。過去卒業した生徒の中には、この事業がきっかけで精力的に作曲活動を行っている児童もあり、想像力あふれる子どもの育成に貢</p>
----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>献している。幼稚園音楽アウトリーチは令和3年度新たに始まった事業である。新型コロナウイルス感染症によって2園が中止となったが、市内の幼稚園に生の演奏会を行い、幼児に音楽に触れる機会を提供した。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>音楽制作事業では、参加者が定員割れの状況が3年続いている。新型コロナウイルス感染症の影響があるとはいえ、直方市におけるニーズが少ないと判断されかねない。今後は定員以上の応募を獲得するための広報や募集活動を行っていかねばならない。音楽アウトリーチについても2度目の試みではあったが、幼稚園側からの反応は良く、今後は様々な楽器に触れる体験を行っていききたい。</p>
7 取組・事業の今後の方向性等	<p>① 今後も、変化していく社会の実情や市民のニーズにあった事業を展開していく。</p> <p>② 想像力豊かな子どもの育成に寄与するため、芸術に触れる機会や創作体験を行っていく。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
① 青少年の体験活動・世代間交流事業の実施	青少年育成市民会議事業の参加人数	103 人	280 人	B
② 子どもの才能の芽を育む事業の実施	参加人数	265 人	300 人	

点検及び評価シート 17

1 主要施策名	文化財の保護と学習機会の充実
2 取組・事業名	<p>① 国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進</p> <p>② 郷土資料室の常設展の充実および企画展の開催</p> <p>③ 故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実</p>
3 担当課	文化・スポーツ推進課
4 取組・事業の目標	<p>① 歴史的価値の高い施設・資料の保存のため、必要に応じた修復を行った上で、国指定史跡筑豊炭田遺跡群を構成する模擬坑道や石炭記念館本館をより魅力ある施設として整備する。</p> <p>② 郷土の歴史に直接触れる機会を提供し、誇りや愛着を持つ機運を醸成する。</p> <p>③ 直方市の歴史、文化財を誰もが接する機会を提供する。</p>
5 取組・事業の内容と取組状況	<p>① 国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 模擬坑道の改修に向けて、有識者専門委員会を設置し、模擬坑道基本設計（その2）を行った。</p> <p>② 郷土資料室の常設展の充実および企画展の開催 令和5年3月3日～3月26日まで企画展を実施した。 企画展・常設展来館者数 350名</p> <p>③ 故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実 ・遠賀川流域の古墳同時公開来場者 56名 4月、10月に各1日ずつ開催。 ・文化財関係出前講座、ミュージアムトークの開催 計5回 計160人 ・青少年事業での文化財関係イベントの実施。</p>
6 取組・事業の成果と課題	<p>① 国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進 【成果】 史跡境界標設置を完了、模擬坑道整備基本設計（その1）を実施 【課題】 史跡の価値を損なわない保存整備と、多くの人々がその価値を体感できる活用を目指す。建造後100年以上を経過した建造物なので、保存のためには様々な課題を解決する必要があるが、丹念な調査と検討を積み上げ解決を図りたい。</p> <p>② 郷土資料室の常設展の充実および企画展の開催 【成果】 民間の研究者が直方市を中心とした河床遺跡から採集した遺物を借用し、公に初めて公開した。併せて周辺自治体からも遺物を借用し、遠賀川の長きにわたる歴史について多くの方に触れてもらった。 【課題】 常設展の充実が、実施できなかった。展示替えや展示パネル</p>

	<p>の充実等、何度足を運んでも新たな発見があるような展示とし、リピーターを増やす工夫が必要である。</p> <p>③ 故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実</p> <p><b>【成果】</b></p> <p>青少年事業との協力により、子供たちに郷土の文化財と親しむ機会を作ることができた。古墳同時公開を1日ずつではあるが春秋ともに開催することができ、直方が誇る文化財を周知した。また、出前講座も4回開催した。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>文化財に興味がありません方にも参加をしてもらえらるようなイベントを実施したり、周知の方法を考る必要がある。さらに、学校教育現場と連携し、授業等で文化財を活用してもらえらるような取り組みが必要。</p>
7 取組・事業の今後の方向性等	<p>国史跡筑豊炭田遺跡群の整備事業を推進するとともに、それに関する学習機会の提供を行う。また、バーチャルミュージアムや企画展等のさらなる充実を図り、直方の歴史・文化財等の魅力を発信することによって、市民の郷土に対する誇りや愛着を醸成する。</p>

指 標	指 標 の 概 要	現 状 値	目 標 値	達 成 状 況
① 国指定史跡筑豊炭田遺跡群の保存整備に向けた取り組みの推進	模擬練習坑道基本設計	作成	-	<b>A</b>
② 郷土資料室の常設展の充実および企画展の開催	企画展の実施	1回	2回	<b>B</b>
③ 故郷の歴史と文化財に関する学習機会の充実	古墳同時公開・企画展・出前講座等実施回数	7回	3回	<b>B</b>
	古墳同時公開・企画展・出前講座等来場者数	656人	300人	

点検及び評価シート 18

1 主要施策名	男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの推進
2 取組・事業名	① 就学児検診や乳幼児健診等を活用した若年層の現状やニーズ等の把握及びそれらに基づく新たな講座等の企画やツールを活用した啓発活動 ② 既存の施策や新たな施策に関する情報提供について、対象者に届く発信・配信の充実 ③ 小中学校におけるジェンダー教育の推進
3 担当課	文化・スポーツ推進課
4 取組・事業の目標	① 電子申請システムを活用したアンケートの実施 男女共同参画に関する啓発講座等の開催回数 10 回 ② 国や県その他関連機関の発信情報を収集し随時公開する ③ 全小中学校にジェンダー教育のツールを提案する
5 取組・事業の内容と取組状況	① 講座開催時にアンケート調査を行った。 啓発講座等の開催回数 15 回 ・副市長意見交換会 (4 月)・リトルシェフクッキング (8 月)・LGBT 講演会 (8 月)・市民企画講座 (12 月)・男女共同参画フォーラム (2 月) 等 ② フェイスブック・HP での情報発信を随時行った ③ 令和 4 年度は提案できなかったため今後の方策について検討した。
6 取組・事業の成果と課題	① 講座開催時のアンケート等では概ね好評をいただいている。 ② 新たな発信ツールとしてインスタグラムのアカウント取得し情報発信に努めた。 ③ 学校のカリキュラムに合わせて時間を確保してもらう必要がある。
7 取組・事業の今後の方向性等	① 国・県等からの情報を収集し、市の実情にあった講座を企画し男女共同参画プランに則した啓発活動を行う。 ② フェイスブック、インスタグラム等で情報発信に努める。また、直方市公式 LINE によるプッシュ型の配信を充実させる。 ③ 福岡県教育委員会が提供するジェンダー教育のツールを活用し小中学校に働きかける。

指 標	指 標 の 概 要	現状値	目標値	達成状況
男女共同参画推進にかか る啓発活動	講座開催回数	15 回/年	10 回/年	B
	SNS での情報発信	0~1 回 /週	3 回/週	

# 令和5年度 直方市教育委員会学校訪問実施要項（案）

【打ち合わせ会】令和5年4月28日

## 1 訪問の目的

教育委員会は、各学校が活力ある学校運営ができるよう、学校運営の現状や問題点、改善点等について指導助言を行い、地域住民の信託に応える教育行政を推進しなければならない。そのために、以下の目的により学校訪問を実施する。

- (1) 教育委員が学校との懇談により、学校の現状を知るとともに学校との連携を密にする。
- (2) 学校教育目標達成のための具体的取組の状況を把握する。
- (3) 教育課程の実施状況及び生徒指導や特色ある教育活動、学力向上の取り組み状況を把握し、その問題点や改善点について指導助言を行う。

## 2 訪問校及び訪問期日（本年度5校実施）※印の学校の公簿の点検は別日に設定する

学 校 名	日 時	午前／午後
直方南小学校	月 日 ( )	
新入小学校	10月19日(木)	午前
感田小学校	月 日 ( )	
中泉小学校	10月13日(金)	午後
直方第二中学校	11月 2日(木)	午前

## 3 訪問者（13名～12名）※学校教育係長は、当日公簿点検を行わない学校へは訪問しない

- ・教育長      ・教育委員（4名）      ・教育部長      ・学校教育課長      ・教育総務課長
- ・管理主事      ・主任指導主事      ・指導主事（2名）      ・学校教育係長

## 4 内容

- (1) 学校長あいさつ及び紹介
- (2) 説明
  - 校長「学校の現状と課題及び学校教育目標について」 10分程度
  - 教頭「学校教育目標の具現化に向けた校務運営の具体的取組について」 10分程度
  - 教務「学力向上及び体力向上の取組について」 10分程度
- (3) 授業者紹介（授業の説明）
- (4) 授業参観
  - ・ 全学級の授業を参観する。（2グループでの参観：別紙参照）
  - ・ 授業時間は、小学校45分間、中学校50分間とし、各学級の参観ができるように時間設定し、小中学校とも15学級以上（特別支援学級含む）の学校は、2時間枠で授業参観をする。（2時間枠で授業を設定する学校は、午前中の実施とする。）
  - ・ 他に、特色ある教育活動を参観できるような時間を設定してもよい。  
※当日公簿点検実施のある学校は、授業者紹介後に管理主事、学校教育係長は別室に移動する。（点検する公簿：指導要録、出勤簿、休暇簿）

(5) 教育委員会の職員へのあいさつ

□教育長：教育委員の紹介      学校教育課長：事務局員の紹介□  
及び【学校長のあいさつ】      ※職員室にて

※教育委員会の挨拶は、代表として教育長が行う。

(6) 懇談      60分以内

- ・ 教育委員から参観の感想、意見、質問を行う。
- ・ (指導主事等から質問及び指導助言も行う。)
- ・ 学校からの要望
- ・ その他

※公簿点検の結果について報告する。

5 訪問要項の作成について

(訪問日程、職員一覧、公開授業一覧の作成については、別紙参照)

(1) 様式      小冊子 (A4版)

(2) 内容      ・ 訪問日程      ・ 職員一覧      ・ 公開授業一覧表      ・ 校長、教頭、教務の説明要項  
                    ・ その他 (資料：特色ある教育活動など必要であれば添付)

6 備考

- ・ 訪問当日の日程が決まったら、管理主事に連絡する (サイボウズ可)。
- ・ 訪問要項 9部 (教育委員 4部は当日) は、1週間前までに送達で管理主事に届ける。
- ・ 学校教育指導計画は、当日 12部準備をする。

(別紙) 訪問要項の作成について

○ 時程例 (小学校の時程例) 小中学校とも15学級以上(特別支援学級含む)は2時間授業参観とする。

【午前の時程例①】: 2時間授業参観

【午前の時程例②】: 1時間授業参観

授業参観が2時間の場合(授業参観→説明)		授業参観が1時間の場合(説明→授業参観)	
8:30~8:40	徹底反復学習参観	8:40~8:50	徹底反復学習参観
8:45~8:55	校長挨拶、授業者紹介	9:00~9:30	校長、教頭、教務担当説明
8:55~9:40	授業参観①	9:30~9:40	授業者紹介
9:45~10:30	授業参観②	9:45~10:30	授業参観 公簿閲覧
10:35~10:45	教育委員の職員への挨拶 校長の挨拶	10:35~10:45	教育委員の職員への挨拶 校長の挨拶
10:50~11:20	校長、教頭、教務担当説明	10:50~11:10	(特色ある教育活動紹介)
11:20~12:05	懇談	11:15~12:00	懇談

※小学校は徹底反復学習の参観を設定してください。

※教育委員の職員への挨拶、学校説明は、授業参観の前後どちらでもかまいません。

※午前中に行う場合、中学校は小学校の例を参考に、時程を作成してください。

○職員一覧の記載項目

職員一覧(令和5年5月1日現在)

職名	名前	年齢	在籍年数 教職年数	担任、校務分掌等

○公開授業一覧表の記載例

学年・組	授業者	教科・領域	単元名・題材名	場所
主眼				
授業の工夫点				

○授業参観のグループについて

Aグループ (校長先生)	
Bグループ (教頭先生)	

※2グループで参観する場合、双方逆方向からの進行では重なる地点があるので、重ならない順路をお願いします。

例 Aグループ: 1年→2年→3年→4年→5年→6年

Bグループ: 4年→5年→6年→1年→2年→3年

## 直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付要綱に関し必要な事項を定めることにより、企業主導型保育施設を利用している児童の保護者に対し、利用者負担額の一部を補助し、もって子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに待機児童の解消に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業主導型保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第10項第4号ハに規定するもの

(2) 対象児童 次の各号に掲げる全ての要件を備える者をいう。

ア 企業主導型保育施設において企業が従業員のために設ける従業員枠で利用する児童又は子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する子どもとして教育・保育給付認定を受けて地域枠で利用する児童

イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、直方市の住民基本台帳に記録されていること。

ウ 負担額算定基準子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第13条第2項に規定する負担額算定子どもをいう。）又は企業主導型保育施設利用者が同一世帯に2人以上いる場合にあっては、長子でないこと。

(3) 利用者負担額 対象児童の保育に係る企業主導型保育施設との契約に定められた利用料金の月額。この場合において、日用品等の購入に要する費用その他の実費相当額は除く。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象児童1人あたり月額42,000円を上限とし、利用者負担額が月額42,000円に満たないときは、その額とする。

### (交付申請)

第4条 対象児童の保護者は、補助金の交付を受けようとするときは、直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その決定について、直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた保護者は、交付決定後に申請の内容が変更となる場合は、直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(変更交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 保護者は、その年度の利用者負担額の支払を完了したときは速やかに、直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に支出の状況が分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により保護者に通知する。

(精算請求)

第10条 保護者は、補助金の額が確定したのちに、直方市企業主導型保育施設利用者支援事業補助金（精算払）請求書（様式第7号）により市長に請求することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

## 令和5年度直方市保育所等給食支援費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、直方市補助金交付規則（平成3年直方市規則第6号）第3条の規定に基づき、直方市保育所等給食支援費補助金交付に関し必要な事項を定めることにより、直方市内の保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）において、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施のほか、保護者の経済的負担の軽減を図るため、給食の材料費高騰に伴う費用の一部について、直方市保育所等給食支援費補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については福岡県保育所等給食支援費補助金交付要綱の定めるところによるものとし、もって児童福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (補助の対象)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和5年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない又は既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行った保育所等が、値上げに必要な経費を業者に支払う事業とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、1施設あたり基本単価1,050円（副食のみを提供する場合は630円）に各月初日時点の利用児童数と月数を乗じた基準額と、令和5年4月分から令和6年3月分の保育所等の給食材料費上昇分の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額とする。

### (交付申請)

第4条 保育所等は、補助金の交付を受けようとするときは、直方市保育所等給食支援費補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

### (交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その決定について、直方市保育所等給食支援費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により保育所等に通知するものとする。

### (変更交付申請)

第6条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた保育所等は、交付決定後に

申請の内容が変更となる場合は、直方市保育所等給食支援費補助金変更交付申請書（様式第3号）に、必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

（変更交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、変更の決定をし、直方市保育所等給食支援費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により保育所等に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 保育所等は、補助事業が完了したときは速やかに、直方市保育所等給食支援費補助金実績報告書（様式第5号）に支出の状況が分かる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき補助金の額を確定し、直方市保育所等給食支援費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により保育所等に通知する。

（精算請求）

第10条 保育所等は、補助金の額が確定したのちに、直方市保育所等給食支援費補助金（精算払）請求書（様式第7号）により市長に請求することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

令和5年度直方市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 低所得の子育て世帯は、食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している。このように食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）給付事業に関し、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 直方市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 「令和4年度直方市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱（令和4年直方市告示第155号）」（以下「令和4年度給付金実施要綱」という。）に基づいて令和4年度に支給された給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の支給の対象者である者（以下「令和4年度給付金支給対象者」という。）
- (2) 令和4年度給付金支給対象者以外で、次条第2項から第5項までに規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次に規定する所得要件のいずれかに該当する者（以下「要件該当者」という。）

食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年1月以降の家計が急変し、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額

をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)

- 2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

令和4年度給付金を受給した者 (以下「令和4年度給付金受給者」という。) のうち、令和4年度給付金実施要綱第2条に定める「児童手当等受給・非課税者」(以下同じ。)	令和4年4月1日以後に死亡した場合
令和4年度給付金受給者のうち、「新規児童手当等受給・非課税者」(以下同じ。)	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

- (1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人  
(本給付金の支給額等)

第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。

- 2 本給付金の対象児童は、平成17年4月2日(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成15年4月2日、また、令和4年度給付金の支給額の算定の基礎となっている者については、平成16年4月2日(同表で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日))から令和6年2月29日までの間に出生した児童(日本国内に

住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）とする。

- 3 既に支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「ひとり親世帯給付金」という。）又は本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。
- 4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。
- 5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

（市が支給を実施する支給対象者の範囲）

第4条 市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。

令和4年度給付金支給対象者	令和4年度給付金に係る支給事務（令和4年度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の受理を含む。）を行った場合
その他の支給対象者	申請時点で市に居住する場合

（申請不要の支給の方式）

第5条 市長は、令和4年度給付金支給対象者（令和4年度給付金実施要綱第5条第1項に定める「給付金受給拒否の届出書」の届出があった者も含む。）に対し、本給付金の支給の申込みを行う。

- (1) 令和4年度給付金支給対象者は、申込みを受けた際、別記様式第1号の受給拒否の届出書により給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- (2) 市長は、支給の申込み後、速やかに支給を決定し、令和4年度給付金支給対象者に対し、給付金を支給する。ただし、前号の届出があったときは、この限りでない。

2 市長は、前項第2号の支給の決定がされたあと、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに受給者に対し、本給付金を支給する。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式によ

る支給が困難な場合に限り行う。

(1) 令和4年度給付金支給口座振込方式 令和4年度給付金振込時に指定していた児童手当又は特別児童扶養手当の指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前項の支給決定前までに支給対象者が市に別記様式第2号の支給口座登録等の届出書により前号の指定口座の変更の届出を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 申請による本給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年2月29日とする。ただし、令和6年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給については、令和6年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記様式第3号の申請書(以下「本給付金申請書」という。)により申請を行う。

2 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 申請者が本給付金申請書を市の窓口に出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 申請者が本給付金申請書を郵送により市に提出し、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに別記様式第4号の申立書及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し

等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された本給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

(本給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項第2号の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和6年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、本給付金申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和6年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

## 直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年直方市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第7条中「、次条第1項」の次に「、第8条の2、第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行すると

きは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

本則に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。改正後の直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼

児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザ一等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

直方市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第22条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第23条—第27条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>    第1節 通則(第28条)</p> <p>    第2節 小規模保育事業A型(第29条—第31条)</p> <p>    第3節 小規模保育事業B型(第32条・第33条)</p> <p>    第4節 小規模保育事業C型(第34条—第37条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第38条—第42条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)</p> <p>第6章 雑則(第50条・第51条)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の2、第8条の3第2項</u>、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第22条)</p> <p>第2章 家庭的保育事業(第23条—第27条)</p> <p>第3章 小規模保育事業</p> <p>    第1節 通則(第28条)</p> <p>    第2節 小規模保育事業A型(第29条—第31条)</p> <p>    第3節 小規模保育事業B型(第32条・第33条)</p> <p>    第4節 小規模保育事業C型(第34条—第37条)</p> <p>第4章 居宅訪問型保育事業(第38条—第42条)</p> <p>第5章 事業所内保育事業(第43条—第49条)</p> <p>第6章 雑則(第50条_____)</p> <p>附則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項_____、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、</p>

幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)～(3) 省略

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車

幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)～(3) 省略

(新設)

(新設)

(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(電磁的記録)

第51条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文章、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(保育の内容)

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(新設)

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年直方市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> <u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年直方市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に改め、「（第4項において「選考方法」という。）」を削り、同条第3項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「含む。」の次に「第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。」を加える。

第8条中「及び保育必要量等」を「、保育必要量等（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）」に改める。

第13条第4項第3号中「以下イ」を「以下このイ」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「及び時間、」を「及び時間並びに特定教育・保育の」に改める。

第35条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「同号」に、「第2号」を「同条第2号」に、「保育給付認定子どもとあるのは」を「保育給付認定子ども」とあるのは」に、「「除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に、「除き、特別利用保育を受ける者を含む」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「本章」を「前節」に改め、同項後段中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改め、「教育・保育給付認定子どもの総数」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とを加え、「を除く」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び特別利用教

育を受ける者を除く」を「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に、「第42条第3項第1号」を「同号」に、「同省令第27条」を「同条」に、「附則第3条」を「附則第4条」に改める。

第39条第2項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第19条第1項第3号」を「同号」に改め、「法第20条第4項の規定による」を削る。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改め、同条ただし書中「第34条第5項」を「第46条第5項」に改める。

第51条第2項中「利用定員」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項前段中「この章」を「前節」に改め、「次条第3項において同じ。」を削り、「第33条までを含む。」の次に「次条第3項において同じ」を加え、同項中「小学校就学前子どもの数」を「小学校就学前子ども」に、「法第19条第1項第1号」を「同号」に、「第3号」を「同条第3号」に改め、「教育・保育給付認定子どもを含む。）」との次に「、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と」を加え、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第52条第2項中「法第19条第1項第3号」を「同条第3号」に、「利用定員」を「利用定員の総数」に改め、同条第3項中「この章」を「前節」に改め、「教育・保育給付認定保護者に限る。）」との次に「、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と」を、「満3歳以上保育認定子ども」の次に「（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

直方市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる<u>小学校就学前子ども</u> 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号</u> に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>同号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法 _____ により選考しなければならない。</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる<u>小学校就学前子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法 <u>(第4項において「選考方法」という。)</u>により選考しなければならない。</p>



の区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

## 第13条 省略

### 2・3 省略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援

の区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

## 第13条 省略

### 2・3 省略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7万7,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援

学校の小学校の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当する者に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) 省略

5・6 省略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 省略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営について

学校の小学校の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当する者に対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年終了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) 省略

5・6 省略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 省略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営について



に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受けるものを除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

#### 第36条 省略

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子どもとあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受けるものを除く。)」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。

(特別利用教育の基準)

#### 第36条 省略

- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子

ども\_\_\_\_\_」と、「同号\_\_\_\_\_に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号\_\_\_\_\_において同じ。)にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条\_\_\_\_\_に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつては、6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 省略

どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と\_\_\_\_\_、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「を除く\_\_\_\_\_」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く\_\_\_\_\_」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。)にあつては、6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 省略



## 第51条 省略

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。\_\_\_\_\_)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号 又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号

## 第51条 省略

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満教育・保育給付認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとしてこの章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。))、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。\_\_\_\_\_)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

## 第52条 省略

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地

2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と

、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申し込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

## 第52条 省略

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地

域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳未満保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と \_\_\_\_\_、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども \_\_\_\_\_に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について

本市が行った学校給食費の支払に係る支払督促の申立てについて、督促異議の申立てがあったことにより、訴えの提起があったものとみなされたため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 2 3 日 提出

直方市長 大塚進弘

記

1 事件名 学校給食費請求事件

2 訴訟の相手方 住所  
氏名

3 訴えの趣旨

相手方は、令和 2 年度分及び令和 3 年度分それぞれの児童 2 名分学校給食費計 133,408 円を滞納しており、再三の催告にも応じないため、令和 5 年 5 月 10 日に支払督促の申立てによりその徴収を図ったところ、相手方が督促異議を申し立てたため、民事訴訟法第 395 条の規定により、支払督促の申立ての時に遡って訴えの提起があったとみなされたもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果、必要ある場合は、上訴する。
- (2) 訴訟において必要のあるときは、相当と認める条件で和解するものとする。
- (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。